
岩倉市耐震改修促進計画

令和3年3月

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	計画策定の背景.....	1
1-2	計画の位置づけ.....	4
1-3	岩倉市における地震被害の想定.....	5
第2章	計画の基本的事項	8
2-1	対象となる区域、計画期間、対象建築物.....	8
2-2	建築物の耐震化の現状と目標.....	14
2-3	住宅の耐震化の促進に向けた課題.....	19
第3章	耐震化促進の基本的な方策	22
3-1	耐震化に向けた役割分担.....	22
3-2	促進体制.....	23
3-3	耐震化の普及・啓発.....	26
3-4	重点的に耐震化を進める区域.....	27
3-5	関連する安全対策.....	28
第4章	支援制度	29
4-1	住宅の耐震化・減災化促進のための支援制度.....	29
4-2	耐震化に取り組みやすい環境の整備.....	31
4-3	地域における耐震化の取組の促進.....	32
4-4	建築物の耐震化促進.....	33
4-5	耐震化促進のための支援制度.....	34
第5章	計画達成に向けて	35
資料編	耐震改修促進計画に関するアンケート	36

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景

岩倉市では、2007年度（平成19年度）に「岩倉市耐震改修促進計画」を策定し、2015年度（平成27年度）までに耐震化率90%を目標に住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組みました。また、2013年度（平成25年度）に計画を改訂し、2020年度（令和2年度）までに耐震化率95%を目標に耐震化の促進に取り組んできました。

これまでの地震被害を振り返ると、1995年（平成7年）1月の阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらに、この約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が1995年（平成7年）12月25日に施行されました。

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災では、その原因となった東北地方太平洋沖地震が、これまで予測すらされていなかった複数のプレートによる連動地震であり、その被害が甚大であったことから、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援には相当な時間を要し、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたっています。

その後も2016年（平成28年）に熊本地震、2018年（平成30年）には大阪府北部を震源とする地震や北海道胆振東部地震などの大規模な地震が発生し、大阪府北部を震源とする地震では、コンクリートブロック塀が倒壊し、人的被害が発生しました。

また、今後発生が予想される地震について、2018年（平成30年）2月に、政府の地震調査委員会において、今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの南海トラフ巨大地震が発生する確率が、70%程度から70～80%に引き上げられました。

これらを受けて、2013年（平成25年）11月25日及び2019年（平成31年）1月1日に改正耐震改修促進法が施行され、耐震化の促進に向けた新たな取組が追加されました。

また、愛知県では、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画である「愛知県住生活基本計画2025」（2017年（平成29年）3月）を策定し、2020年度（令和2年度）までに住宅の耐震化率を95%とする目標を設定しました。また、この目標を達成するための耐震アクションプランとして、新たに「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2030－（2021年（令和3年）3月）」（以下「県計画」という。）を策定し、更なる耐震化率の向上に努めています。

2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症の流行により、避難所における感染対策から在宅避難がクローズアップされ、住宅の耐震化の促進がより重要になっています。

岩倉市においては、計画期間を2020年（令和2年）までとする「岩倉市耐震改修促進計画」の策定後、耐震改修等に取り組んできましたが、計画期間の終了を迎えることから、地震災害対策のより一層の促進を図るため、新たな「岩倉市耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

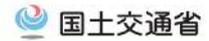
【岩倉市耐震改修促進計画策定のポイント】

- ① 耐震化率等の現況の変化、補助制度等の施策の変化による更新
- ② 法改正等に基づいた取組の強化（危険なブロック塀等への対策）
- ③ 現行計画の検証と取組の精査（進捗状況の把握、支援の充実）

資料：国土交通省ホームページ

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行



国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針 ○相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針 ○耐震診断、耐震改修の方法（指針） ○ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標 ○目標達成のための具体的な施策
- 緊急輸送道路等の指定（都道府県、市町村） ○防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

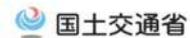
耐震改修支援センター

耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

耐震改修促進法の改正の概要（施行：平成25年11月25日 ※一部、平成31年1月1日施行改正政令内容）



② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ← 都道府県又は市町村が避難路を指定

<対象建築物>

- 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
- 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）（右図2参照）
※平成31年1月1日施行の改正政令で追加

ただし、1、2共に、地形、道路の構造その他の状況により、地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

ロ 防災拠点建築物 ← 都道府県が指定

<対象建築物>

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルなども位置づけが可能

耐震診断結果の報告期限

イ、ロ共に
地方公共団体が定める日まで

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀

【参考：法等改正の概要】

主な改正事項

① 2013年（平成25年）改正の概要

- 建築物の耐震化促進のための規制強化
 - ・耐震診断・耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲を拡大（建築基準法の耐震関係規定に適合しないすべての建築物が対象
 - ・以下の建築物に対して耐震診断の義務化とその結果の発表
 - 要緊急安全確認大規模建築物**
 - ・不特定多数が利用する大規模施設や避難弱者が利用する大規模建築物
 - ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵所・処理場
 - 要安全確認計画記載建築物**
 - ・県または市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物
 - ・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物
- 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置
 - ・耐震改修計画の認定制度の緩和（増築、改築の範囲の拡大）及び認定に係る建築物の容積率・建蔽率の特例措置の創設
 - ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設
 - ・耐震性に関する表示制度の創設

② 2019年（平成31年）改正の概要

- ・県または市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に付属する一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の義務化とその結果の発表

1-2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「第5次岩倉市総合計画」、「岩倉市地域防災計画」、「岩倉市都市計画マスタープラン」及び「岩倉市地域強靱化計画」を上位計画とし、岩倉市における住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進、地震発生時の減災化を促進するための計画として策定するものです。

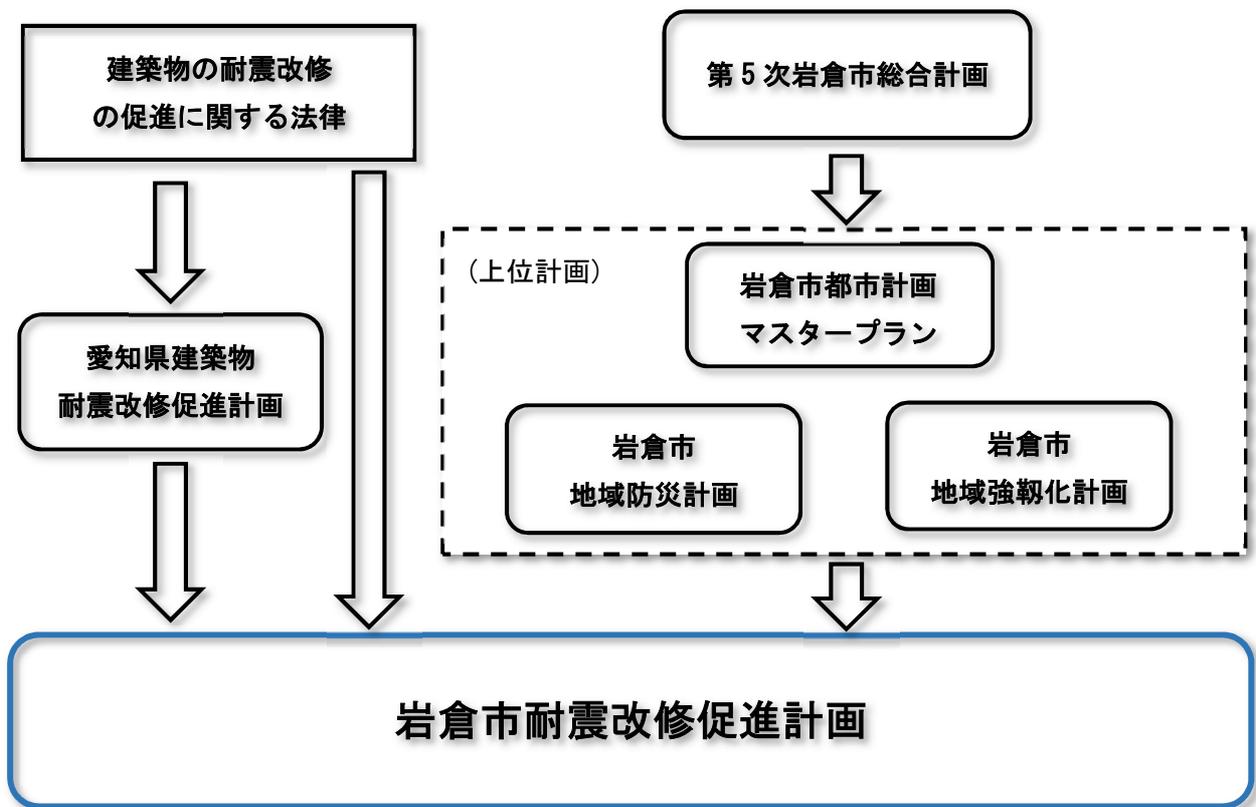


図 岩倉市耐震改修促進計画の位置づけ

1-3 岩倉市における地震被害の想定

1. 想定される地震の規模

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、東海地震・東南海地震・南海地震の発生により生ずる地震の規模、液状化の発生及び被害の状況については、2014年（平成26年）5月に愛知県防災会議地震部会により想定がされています。

海溝型地震として、愛知県防災会議地震部会の南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波被害を想定した「理論上最大想定モデル（陸側ケース）」の地震が発生した場合、岩倉市では「5強」から「6強」の震度が予想されています。

また、内陸直下型地震として、2015年度（平成27年度）に岩倉市が行った岩倉市地震対策基礎調査（以下「基礎調査」という。）により想定した濃尾地震（以下「想定濃尾地震」という。）の予測震度は、全域で6強以上となっており、特に、市南西部に広がる「後背湿地」において、震度7となっています。

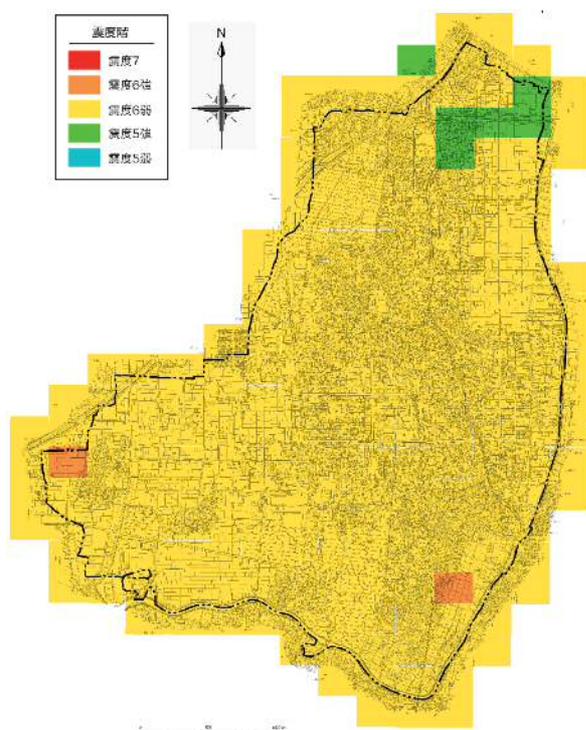


図 震度分布（南海トラフ地震）

出典：岩倉市地震対策基礎調査報告書概要版

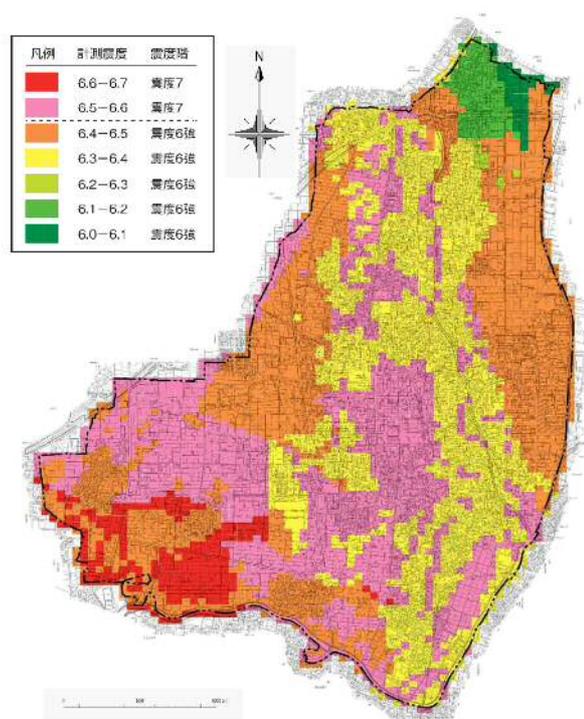


図 震度分布（想定濃尾地震）

出典：岩倉市地震対策基礎調査報告書概要版

2. 想定される液状化の危険度

南海トラフ地震における理論上最大想定モデルによる岩倉市内の液状化の危険度は、南側の地域で「液状化の可能性が高い（ $15 < PL$ ）」と予測されています。

また、想定濃尾地震による岩倉市の液状化危険度分布は、震度が大きくかつ砂質土層が厚く堆積する市南部において「液状化の可能性が高い」となっています。また、市北東部の「扇状地」の範囲や、砂質土の堆積が少ない区域を除き、市の広い範囲で「液状化の可能性はある」となっています。

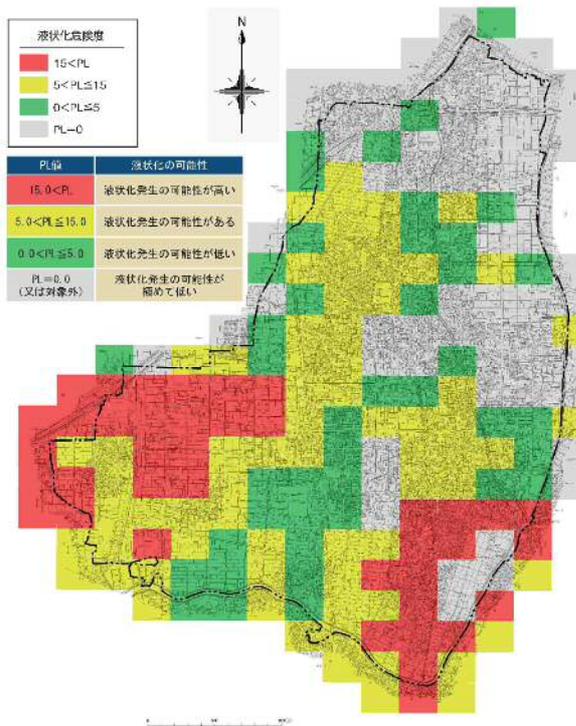


図 液状化危険度分布（南海トラフ地震）

出典：岩倉市地震対策基礎調査報告書概要版

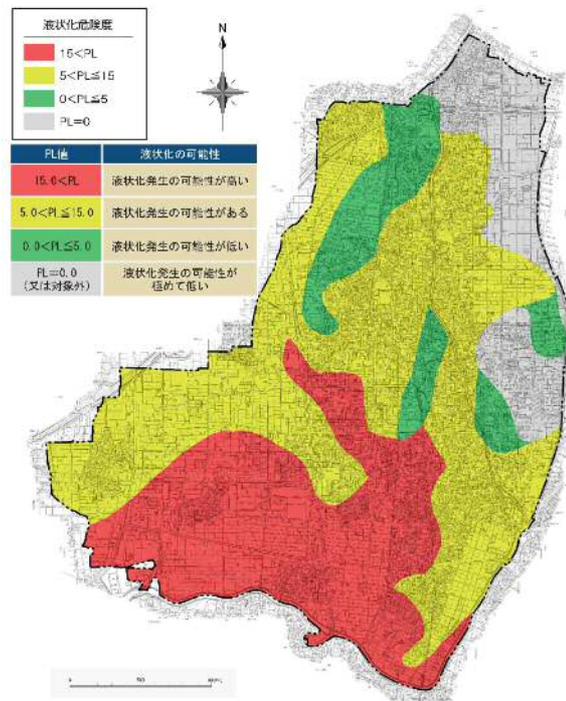


図 液状化危険度（想定濃尾地震）

出典：岩倉市地震対策基礎調査報告書概要版

「理論上最大想定モデル」とは

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いもの。

「過去地震最大モデル」とは

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震）を重ね合わせたモデル。

3. 被害想定

南海トラフ地震における理論上最大想定モデルによる岩倉市内で想定される被害は、全壊または焼失する建物が約400棟、また死者が約10人となっています。

また、想定濃尾地震による被害の想定は、死者が289人、重傷者が413人となっており、建物被害は揺れ及び液状化により全壊する建物が4,333棟、半壊する建物が4,147棟、火災により焼失する建物が2,458棟となっています。

南海トラフ地震（海溝型地震）の被害と想定濃尾地震（内陸直下型地震）の被害を比較した場合、人的被害及び建物被害ともに、想定濃尾地震による被害の方が大きくなっています。

表 被害想定（南海トラフ地震）

区分		対象地震	理論上最大想定モデル (陸側ケース)	過去地震最大モデル
最大震度			6強	6弱
死者数	建物倒壊等		約10人	*
	浸水・津波		*	*
	急傾斜地崩壊等		*	*
	火災		*	*
	ブロック塀・自動販売機の 転倒、屋外落下物		*	*
		合計	約10人	*
建物全壊・焼失 棟数	揺れ		約200棟	約20棟
	液状化		約30棟	約20棟
	浸水・津波		*	*
	急傾斜地崩壊等		*	*
	火災		約200棟	*
		合計	約400棟	約40棟

*：被害わずか（5未満）

資料：「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」

表 被害想定（想定濃尾地震）

人的被害	死者	建物倒壊による	245人
		地震火災による	44人
	合計	289人	
	重傷者	建物倒壊による	388人
		地震火災による	25人
合計	413人		
建物被害	揺れ	全壊棟数（割合）	4,154棟（26.8%）
		半壊棟数（割合）	3,847棟（24.8%）
	液状化	全壊棟数（割合）	179棟（1.2%）
		半壊棟数（割合）	300棟（1.9%）
	揺れ、液状化 の合計	全壊棟数（割合）	4,333棟（27.9%）
		半壊棟数（割合）	4,147棟（26.7%）
火災による焼失棟数		2,458棟	

※人的被害は、想定される死者数が最も多くなる、発生季節、時間帯が冬の夕方18時発生による。

※火災による建物被害は、想定される焼失棟数が最も多くなる、発生季節、時間帯が冬の夕方18時発生による。

※建物被害の「火災による焼失棟数」には、「全壊建物」と重複する建物も含まれる。

※割合は、建物総棟数15,528棟に対する割合

資料：「平成27年度 岩倉市地震対策基礎調査」

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、岩倉市における地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を軽減するために策定します。

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 2006年（平成18年）1月25日国土交通省告示。最終改正 2018年（平成30年）12月21日国土交通省告示第1381号。以下「国の基本方針」という。）」では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、2020年度（令和2年度）までに95%にすることを目標とするとともに、2025年度（令和7年度）までに住宅と耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としています。また、県計画では、住宅の耐震化率について、2025年度（令和7年度）までに95%にすることを目標とするとともに、2030年度（令和12年度）までに概ね解消することを目標としています。

本計画は、国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、耐震改修促進法に基づき、国の基本方針や岩倉市において想定される地震の規模・被害状況等、市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を考慮し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、岩倉市全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

また、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて計画内容や目標の見直しを行います。

3. 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。とりわけ、1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された旧耐震基準で建てられた住宅及び特定既存耐震不適格建築物を対象とします。

ここで「住宅」とは、戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅です。

また、「特定既存耐震不適格建築物」とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で既存耐震不適格建築物のうち要安全確認計画記載建築物であるものを除いた建築物で、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。

表 対象建築物

区 分	内 容	
住 宅	戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
特定既存耐震不適格建築物	法第14条第1項に示される建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物	
	法第14条第1号	多数の者が利用する建築物 ⇒10頁参照
	法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ⇒11頁参照
	法第14条第3号	敷地が法第5条第3項第2号もしくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路または第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物 ⇒12頁参照

法：耐震改修促進法

※特定既存耐震不適格建築物の所有者は、建築物の現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められ、行政による指導・助言または指示等の対象となります。

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

表 耐震改修促進法第14条第1号に該当する建築物

法	政令 第6条 第2項	用 途	規 模	
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数2以上かつ1,000㎡以上
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		第4号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
		保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

※賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物に該当する危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

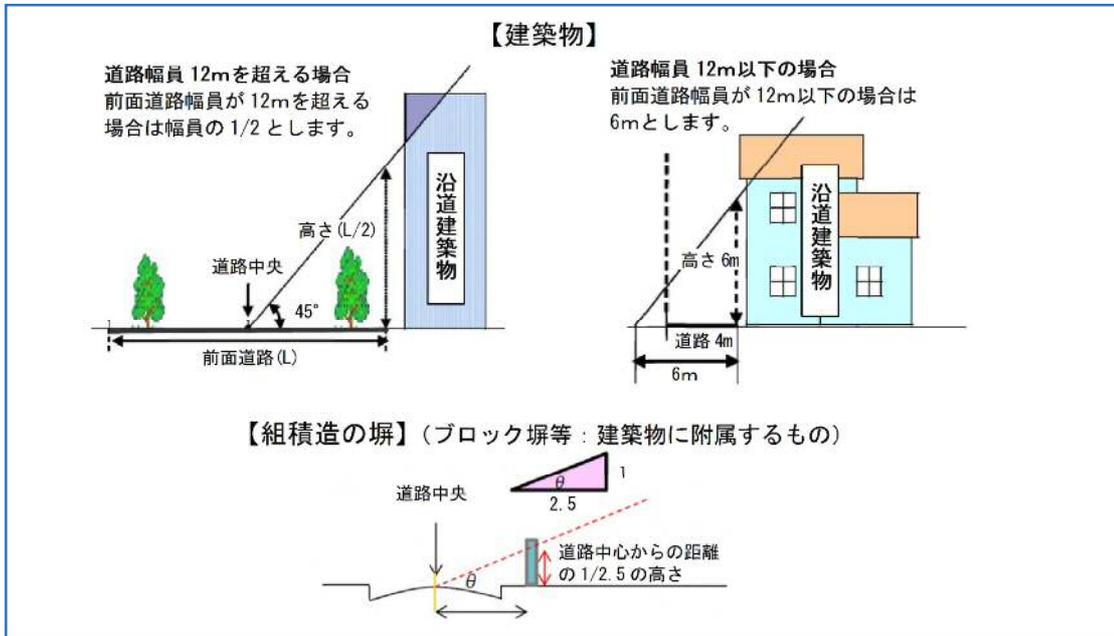
表 耐震改修促進法第14条第2号に該当する建築物

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類	数 量	
第14条 第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン		
第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300マッチトン※		
第6号	可燃性ガス （第7号、第8号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物 （液体又は気体のものに限る。）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物 （液体又は気体のものに限る。）	200トン		

※マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7200個、約120kg。

(3) 緊急輸送道路等沿道建築物（耐震改修促進法第14条第3号）

緊急輸送道路等に面する建築物のうち、1981年（昭和56年）5月31日以前に着工した建築物で、下記図のように倒壊時に道路の過半を閉塞する恐れのある建築物及び建築物に附属する、下記図の高さの組積造の塀（ブロック塀等）が該当します。



◆ 緊急輸送道路等は、以下に掲げるものを対象とします。

緊急輸送道路（県指定）※耐震改修促進法第5条第3項第2号、第3号

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、愛知県が耐震改修促進計画で定めます。

緊急輸送道路等（市指定）※耐震改修促進法第6条第3項

地震等の災害発生時において、避難場所等への避難の際に使用される道路で、地域の実情を勘案して市町村が設定するものとされています。

岩倉市としては、愛知県地域防災計画で指定する緊急輸送道路と接続させながら、地震災害に対応する活動（人員の移動や物資・資機材の輸送等）を行うための道路や、市民等の安全な避難のための道路を指定し、その沿道の建築物の耐震化を促進していく必要があります。

こうした観点から、地震発生時に、市指定避難場所への避難動線の一部として活用できる主要な道路を「耐震改修促進法第6条第3項第2号」の規定に基づく道路（緊急輸送道路等）として次頁に定めます。

なお、ここで指定をしない道路についても、当然のことながら沿道の建築物の耐震化を進め、安全性を高めていく必要があります。これらの道路沿道については、各地域での自主防災活動等と連帯しながら、本計画に定める目標の達成に向けて住宅・建築物の耐震化を促進していきます。

2-2 建築物の耐震化の現状と目標

1. 岩倉市の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、1981年（昭和56年）6月に大きく改正されました。この基準（以下「新耐震基準」という。）によって建築された建築物は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

このことから、本計画では、1981年（昭和56年）以降に建築された建築物（以下「新耐震建築物」という。）は「耐震性がある」とします。また、それ以前に建築された建築物（以下「新耐震以前建築物」という。）でも、地震に対する安全性があると判断されるものについては「耐震性がある」とします。

（1）住宅の耐震化の状況

岩倉市における住宅の耐震化の状況をみると、2019年度（令和元年度）末時点で居住世帯のある住宅総数 18,662 戸のうち、耐震性があると判断されるものは 16,765 戸と推計され、耐震化率は 89.8%です。

しかしながら、耐震性がないと判断される住宅は 1,897 戸（木造 1,603 戸、非木造 294 戸）と依然として多く存在することから、これらの住宅の耐震化の促進に努めていきます。

表 岩倉市における耐震性のある住宅の割合（2019年度（令和元年度）末時点） 単位：戸

	住宅総数	新耐震住宅① (耐震性あり)	新耐震以前住宅		耐震性のある住宅 ①+②	割合
				耐震性あり②		
木造	8,398	6,635	1,763	160	6,795	80.9%
非木	10,264	8,211	2,053	1,759	9,970	97.1%
合計	18,662	14,846	3,816	1,919	16,765	89.8%

※住宅・土地統計調査と固定資産税課税台帳より推計

【民間木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助事業の実施状況】

岩倉市は、愛知県と足並みを揃え、1981年（昭和56年）5月以前着工の民間木造住宅を対象として、無料耐震診断及び耐震改修費補助を行っています。これにより、2003年度（平成15年度）の開始から2019年度（令和元年度）までに889件の耐震診断を実施し、そのうち、94件の耐震改修に対して補助を行っています。また、2013年度（平成25年度）より解体補助も実施しており49件に対して補助を行っています。

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

岩倉市における耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む。）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、耐震性のある建築物の割合）が95.8%であり、耐震性のない建築物及び耐震性が確認されていない建築物の件数は8件となっています。

表 耐震改修促進法第14条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状

	公共建築物		民間建築物	合計
		うち市有建築物		
b 新耐震建築物	13 件	7 件	80 件	93 件
新耐震以前建築物	20 件	16 件	76 件	96 件
c 耐震性あり※1	20 件	16 件	68 件	88 件
d 耐震性なし※2	0 件	0 件	8 件	8 件
a 合計	33 件	23 件	156 件	189 件
耐震化率 ((b+c) / a)	100%	100%	94.9%	95.8%

※1. 耐震性あり：耐震化が確認されている建築物

※2. 耐震性なし：未診断、不明を含む

※公共建築物・民間建築物は2019年度（令和元年度）末現在

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

岩倉市における耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む。）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び新耐震以前建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が50.0%であり、耐震性が確認されていない建築物の件数は6件となっています。

表 耐震改修促進法第14条第2号に規定する用途の建築物の耐震化の現状

	公共建築物		民間建築物	合計
		うち市有建築物		
b 新耐震建築物	1 件	1 件	6 件	6 件
新耐震以前建築物	1 件	1 件	6 件	6 件
c 耐震性あり※1	1 件	1 件	0 件	0 件
d 耐震性なし※2	1 件	1 件	6 件	6 件
a 合計	1 件	1 件	12 件	12 件
耐震化率 ((b+c) / a)	100%	100%	50.0%	50.0%

※1. 耐震性あり：耐震化が確認されている建築物

※2. 耐震性なし：未診断、不明を含む

※公共建築物・民間建築物は2019年度（令和元年度）末現在

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

岩倉市における耐震改修促進法第14条第3号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む。）は、耐震化率（通行を確保すべき道路を閉塞する恐れのある沿道建築物の合計に対し、耐震性のある建築物の割合）が70.3%となっています。

表 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

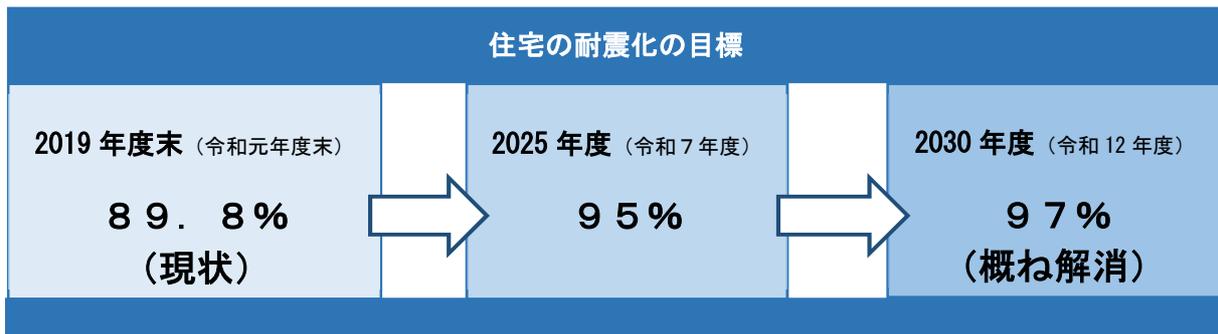
	対象建築物[a]	新耐震建築物 (件)[b1]	新耐震以前建築物(件)		耐震化率 (b1+b2)/a
			耐震性能無し	耐震性能有り [b2]	
県指定緊急輸送道路	13件	5件	8件	0件	38.5%
市指定緊急輸送道路	51件	40件	11件	0件	78.4%
合計	64件	45件	19件	0件	70.3%

2. 住宅の耐震化の目標

住宅については、県計画の目標値を踏襲し、戸建て住宅、長屋、共同住宅(賃貸・分譲)を含む全ての住宅を対象に、2025年度(令和7年度)の耐震化の目標を95%とし、2030年度(令和12年度)までには97%(概ね解消する)を目標とします。

目標とする耐震化率を確保するよう、必要な耐震化に向けた取組を実施していきます。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対しては、減災化を促進します。減災化については、容易で効果的な方法によって住宅・建築物の倒壊による圧迫死を限りなくゼロにすることを目標とします。



3. 建築物の耐震化の目標

(1) 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物については、2030年度（令和12年度）までの耐震化率の目標を97%とします。

用途分類毎の耐震化の目標は次に示すとおりです。

表 多数の者が利用する建築物の目標

分類		2019年度(令和元年度)末現在			2030年度(令和12年度)耐震化目標			
		公共建築物	民間建築物	全体	公共建築物	民間建築物	全体	
① 災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設	災害応急対策の指揮、情報伝達などをする建築物 (庁舎、警察署、消防署、保健所等)	100%	—	100%	100%	—	100%	
		1/1	0/0	1/1	1/1	0/0	1/1	
	地域防災計画有り	救護建築物 (災害拠点病院、救急病院、救急診療所)	—	100%	100%	—	100%	100%
			0/0	3/3	3/3	0/0	3/3	3/3
		避難所指定の建築物(学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
			21/21	4/4	25/25	21/21	4/4	25/25
	地域防災計画無し	災害時要援護者のための建築 (老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等)	—	100%	100%	—	100%	100%
			0/0	1/1	1/1	0/0	1/1	1/1
		避難所指定のない教育建築物 (学校、幼稚園、保育所)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
			4/4	5/5	9/9	4/4	5/5	9/9
	救護建築物 (救急病院、救急診療所)	—	—	—	—	—	—	
		0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	0/0	
② ①以外の公共施設	公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育館、集会所、公会堂等)	100%	—	100%	100%	—	100%	
		2/2	—	2/2	2/2	—	2/2	
	上記以外の公共建築物 (公営住宅を除く)	100%	—	100%	100%	—	100%	
		1/1	—	1/1	1/1	—	1/1	
公営住宅	100%	—	100%	100%	—	100%		
	4/4	—	4/4	4/4	—	4/4		
③ ①以外の民間施設	民間建築物 (劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等)	—	90.5%	90.5%	—	95.2%	95.2%	
		—	19/21	19/21	—	20/21	20/21	
	賃貸共同住宅	—	95.1%	95.1%	—	96.7%	96.7%	
		—	116/122	116/122	—	118/122	118/122	
合計	100%	94.9%	95.8%	100%	96.8%	97.4%		
	33/33	148/156	181/189	33/33	151/156	184/189		

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物については、2030年度（令和12年度）までの耐震化率の目標を97%とします。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、2030年度（令和12年度）までの耐震化率の目標を97%とします。

(4) その他の建築物の目標

その他の建築物についても、愛知県と連携しながら積極的に耐震化を図ります。

2-3 住宅の耐震化の促進に向けた課題

1. 耐震改修促進計画に関するアンケート調査

(1) 調査の概要

- ・ 目的：市民の地震に対する備えや住宅の地震に対する備えを調査し、耐震改修促進計画の改定に役立てることを目的として実施
- ・ 調査対象：市内在住の満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した2,000人
- ・ 調査方法：郵送による配布、郵送による回収
- ・ 調査期間：令和2年8月3日（月）から8月21日（金）まで
- ・ 有効回答率：宛名不明の返還7件を除く1,993件に対して、有効回答数は1,030件で、有効回答率は51.7%

(2) 調査の結果（抜粋）※詳細は資料編参照

※比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した数値であるため、合計が100.0%にならない場合があります。

※複数回答の場合、合計は100.0%を超えます。

◆ 建物の大規模地震に対する不安

回答者の大規模地震に対する建物の不安度は、「不安である」が76.7%で、「不安はない」を大きく上回っています。

新耐震基準で建てられた住宅に住んでいる回答者（新耐震）と、新耐震基準以前の住宅に住んでいる回答者（旧耐震）別では、「不安である」と回答した人は「旧耐震」が86.5%、「新耐震」が72.1%で、旧耐震の方が14.4ポイント高くなっています。

表 建物の大規模地震に対する不安

区分	件数	比率
不安である	790	76.7%
不安はない	232	22.5%
無回答	8	0.8%
総計	1,030	100.0%

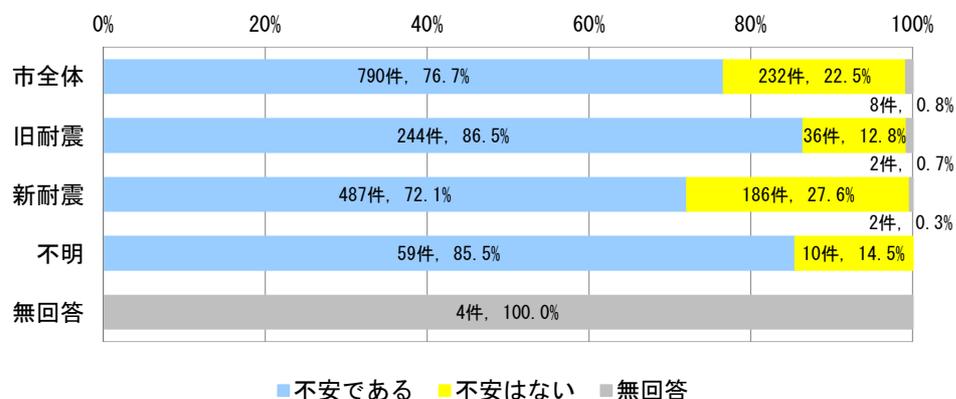


図 建物の大規模地震に対する不安（新旧耐震別）

◆ 家具の転倒防止対策の実施状況

家具の転倒防止対策の状況は、「一部の家具にしている」が45.8%で最も多くなっていますが、「していない」も45.4%とほぼ同数で、家具の転倒防止対策をしていない回答者が半数近くを占めています。

表 家具転倒防止の対策

区分	件数	比率
ほとんどの家具にしている	80	7.8%
一部の家具にしている	472	45.8%
していない	468	45.4%
無回答	10	1.0%
総計	1,030	100.0%

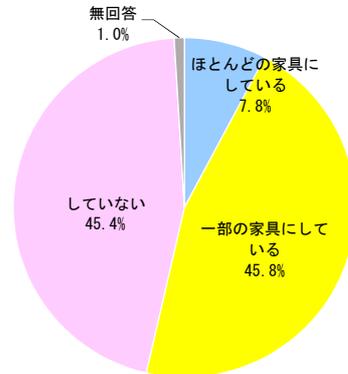


図 家具転倒防止の対策

◆ 木造住宅無料耐震診断等の認知度

新耐震基準以前の住宅に住んでいる回答者の内、市が行っている無料耐震診断や耐震改修工事等への補助制度を「知らない」回答者が52.1%で、半数以上を占めています。

表 市の補助制度の認知度

区分	件数	比率
知っている	121	42.9%
知らない	147	52.1%
無回答	14	5.0%
総計	282	100.0%

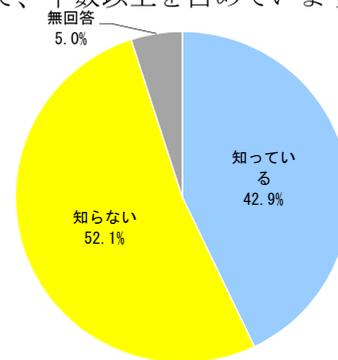


図 市の補助制度の認知度

◆ 木造住宅無料耐震診断後の耐震化の取組

市の木造住宅無料耐震診断を受けた後の取組について、「診断の結果、耐震性が無かったが何もしていない」が45.7%で最も多くなっています。

表 耐震診断後の耐震化の取組

区分	件数	比率
市の補助を利用して耐震改修を行った	8	17.4%
市の補助を利用しないで耐震改修を行った	5	10.9%
市の補助を利用して取り壊したあと、建物を建てた	0	0.0%
市の補助を利用しないで取り壊したあと、建物を建てた	0	0.0%
市の補助を利用して取り壊した	0	0.0%
市の補助を利用しないで取り壊した	0	0.0%
診断の結果、耐震性が無かったが何もしていない	21	45.7%
診断の結果、耐震性があった	5	10.9%
その他	4	8.7%
無回答	3	6.5%
総計	46	100.0%

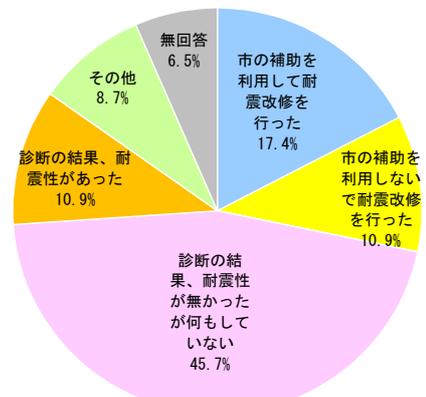


図 耐震診断後の耐震化の取組

◆ 耐震改修工事等の対策を行わない理由 (複数回答)

耐震診断の結果、耐震性が無いとされた住宅について、耐震改修工事等の耐震対策を行わない理由として「耐震改修や建て替えに高額な費用がかかるから」が85.7%となっており、ほとんどの回答者が経済的理由を挙げています。

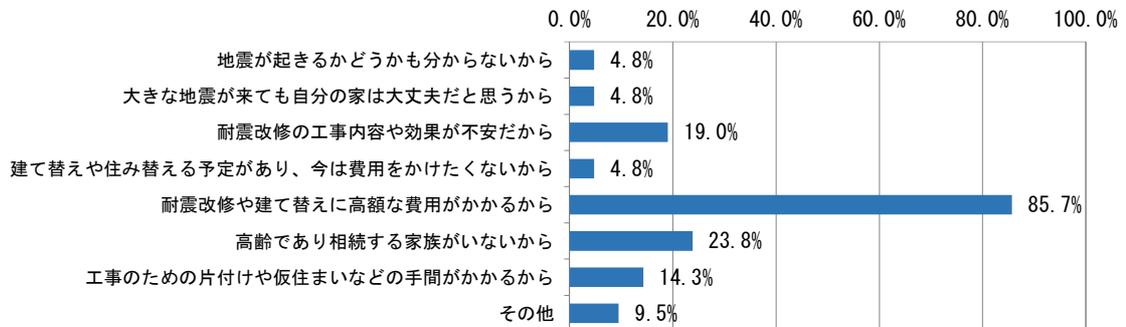


図 耐震改修等の対策を行わない理由

◆ 耐震改修工事を行う上で希望する支援 (複数回答)

新耐震基準以前の住宅に住んでいる回答者が耐震改修工事を行う時に希望する支援は、「費用補助の拡大・融資制度の充実」が42.4%で最も多く、次いで「安価な工法の紹介」が31.0%と上位を占めており、経済的な支援を希望しています。

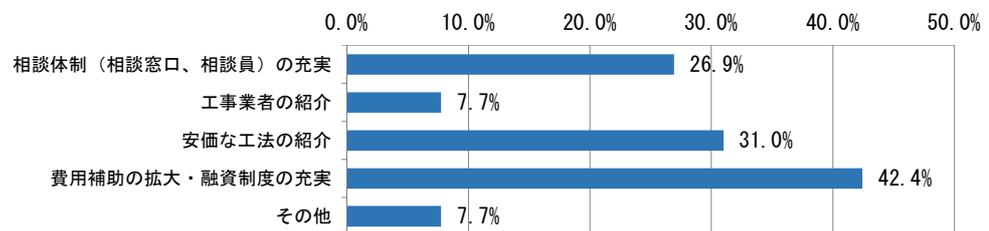


図 耐震改修工事を行う上で希望する支援

2. 耐震化の促進に向けた課題

アンケート調査の結果から、大規模地震に対して不安はあるものの、比較的容易な家具の転倒防止対策を実施していない人が半数近くいます。また、市が行っている木造住宅無料耐震診断等の支援制度を知らない人が半数以上を占めています。耐震診断を実施し、その結果、耐震性が無い建物と判断されても、耐震化の取組を行わない人が半数以上となっています。耐震対策を実施しない理由として、ほとんどの人が、耐震改修工事費が高いこと、経済的負担が大きいことを挙げています。

このことから、住宅等の耐震化の促進に向けて、市が行っている支援制度の周知や、住宅等の所有者の経済的負担を低減する支援制度の充実を図ることが課題です。

第3章 耐震化促進の基本的な方策

3-1 耐震化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

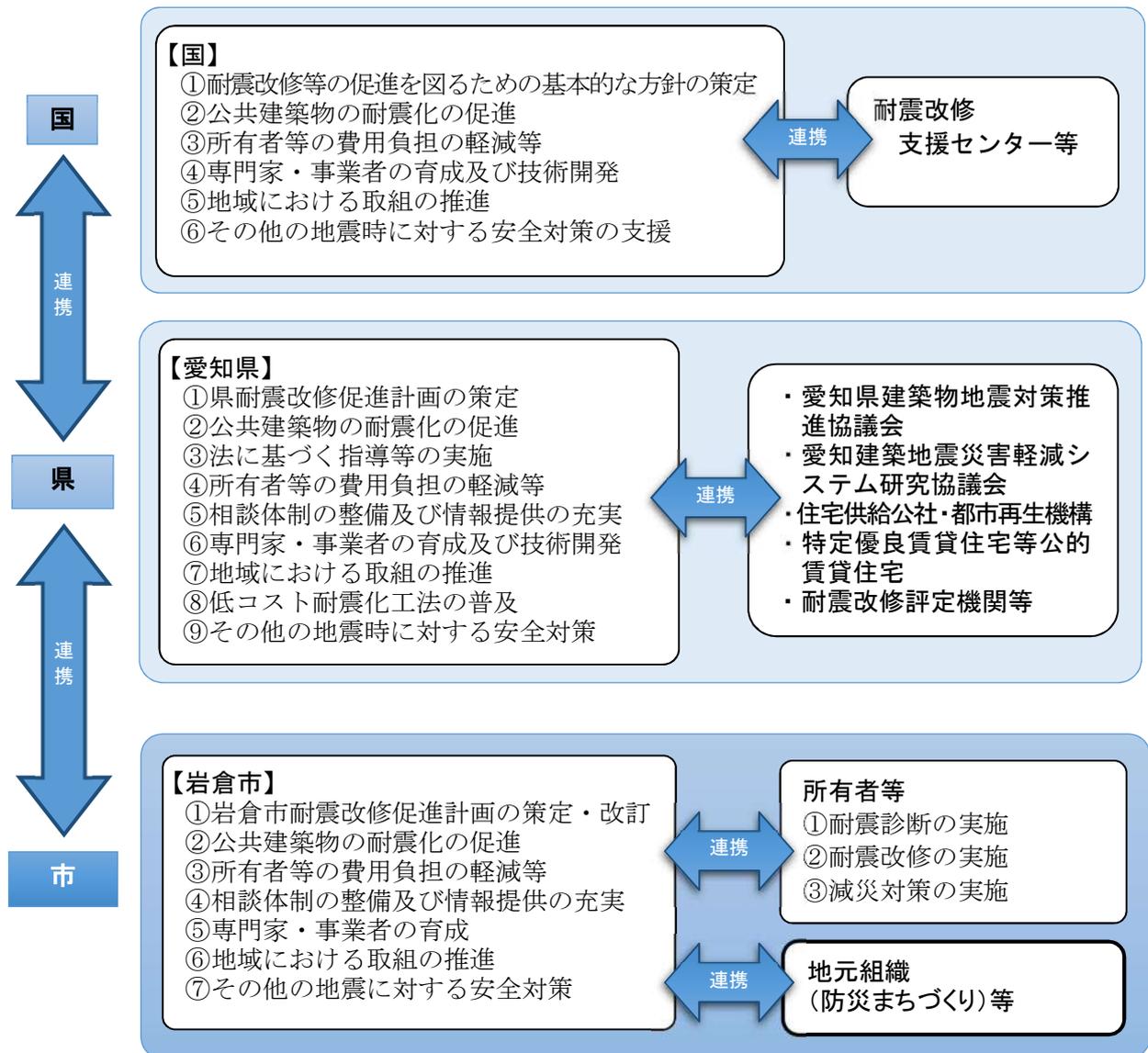


図 国・県・市・所有者等の役割分担

3-2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

(1) 愛知県との連携

耐震化促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、建築基準法の特定行政庁である所管行政庁が行うことと定められています。岩倉市は建築基準法による特定行政庁及び限定特定行政庁ではないため、愛知県が指導等を行うこととなります。

これらの指導等に当たっては、愛知県との連絡・協議体制のもと、情報を共有するとともに、連携して的確に耐震化を促進します。

(2) 公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、災害応急活動に必要な建築物など特に耐震化を優先すべき建築物には、公共機関が所有する建築物が多く含まれます。

これら建築物のなかで、地震など災害時に避難所として利用する建築物などは早期に耐震化を図るものとしながらも、近接区域では計画的に実施時期を分散し、不測の災害時にも区域全体としては概ねその機能を保全することが望まれる建築物があります。

このため、他の公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を図るものとします。

(3) 協議会の取組の拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、岩倉市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下「推進協議会」という。）が設置されています。

今後、推進協議会を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

2. 岩倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

本計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、住民への周知・普及等の充実を図ることが重要であることから、「岩倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」策定します。

本プログラムは、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価することにより、住宅の耐震化を強力に推進することを目的としています。

3. 耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

岩倉市では、これまでも耐震診断・耐震改修に関する相談に応じてきましたが、今後も本計画に基づき、継続して耐震診断・耐震改修に関する様々な相談に対応していきます。

4. 減災化の促進

(1) 段階的耐震改修の促進

耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期の面で一度に耐震診断の判定値を 1.0 以上にする耐震改修工事が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の判定値が低いものほど、耐震改修されない傾向もみられます。

一方で、既往の研究により、判定値 0.7 以上に耐震改修すれば、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かってきました。

そのため、これまでのような判定値 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、1 段階目に 0.7 以上、2 段階目に 1.0 以上にするような段階的耐震改修を促進していきます。

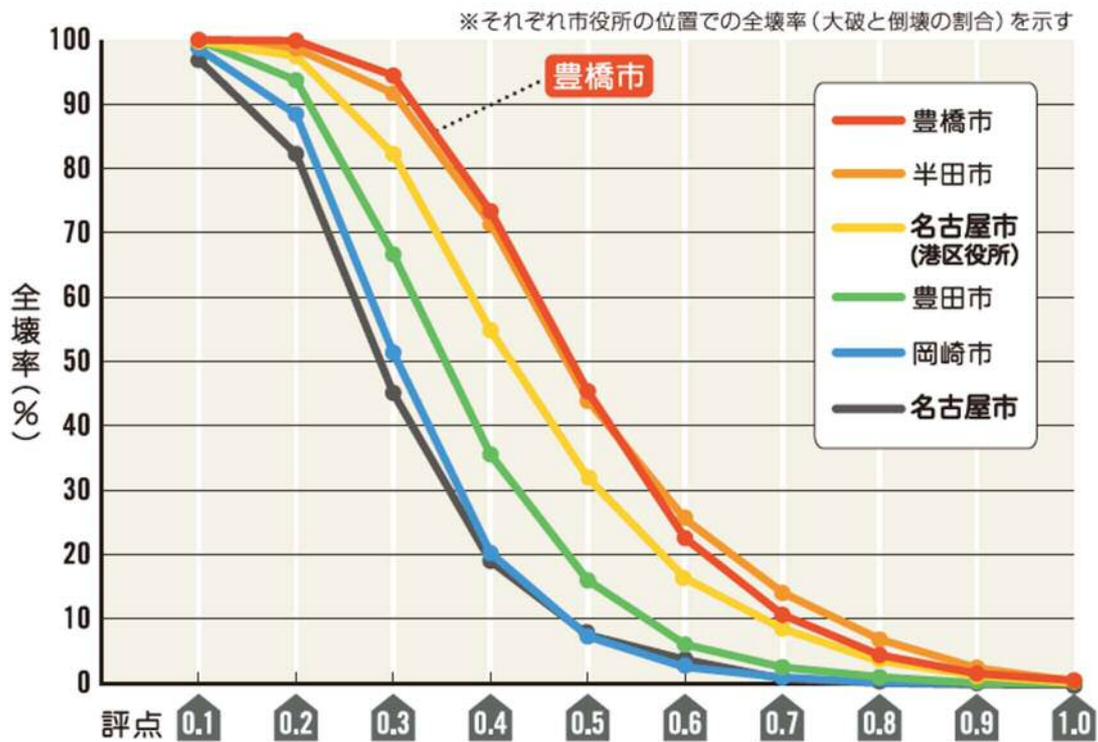


図 東海地震と東南海地震が同時に発生した際の建物の全壊率と耐震診断評点の関係

出典 : 木造住宅の耐震リフォーム

監修・制作 : 名古屋工業大学 井戸田研究室・寺田研修室/
名古屋大学 森研究室/(株)えびす建築研究所

(2) 耐震シェルター等設置の促進

地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。そのため、耐震改修等による地震対策が困難な市民の生命を守るため、安価な工法により住宅の倒壊等による人的被害を低減する寝室等の個室補強の手段である耐震シェルター等の設置を促進していきます。

(3) 家具の転倒防止対策の促進

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識をパンフレットや市広報等を活用して市民に周知するとともに、地域主体による家具の安全対策の取組を推進していきます。

また、ひとり暮らし高齢者及び重度障害者世帯など特に災害時要援護者に係る住宅については、愛知県・関係団体、ボランティアと協力して家具の転倒防止器具の取り付けを支援するなどにより、引き続き家具の安全対策を進めていきます。

3-3 耐震化の普及・啓発

1. 地震防災ガイドブック

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題として意識し、対策ができるよう、想定される巨大地震や巨大地震による影響、地震時の心得や地震への備えなどを掲載した「岩倉市地震防災ガイドブック」を2016年（平成28年）3月に作成し、全戸配布しました。

これらの情報については、様々な機会を通じて周知を図ります。また、国や県による地震被害想定の変遷等も考慮しながら、より有効な情報の整備を的確かつ迅速に行ってまいります。

2. 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は、建築物の耐震化の中でも最も重要であることから、旧耐震基準で建築された木造住宅で、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者に必要性を周知するため、個別訪問による「耐震診断ローラー作戦」を実施し、今後も愛知県と連携しながら促進を図ります。方法については、これまでの県内での成果を踏まえつつ、民間事業者の活用や地域との協働のなかで、さらに効率的・効果的な実施に努めます。

3. 建替え・除却の促進

住宅の状態によっては、耐震改修にかかる費用が建替えにかかる費用とほとんど変わらず、耐震改修を躊躇する声があります。

そのため、耐震診断による判定が著しく低い住宅等については、新たに耐震基準を満たす住宅への建替えや除却の促進を図ります。

4. 特定既存耐震不適格建築物の周知・啓発

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震化の必要性について啓発を行うとともに、国や県の耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度をPRし、耐震化の促進を図ります。

3-4 重点的に耐震化を進める区域

地震被害は、地形や地質、地盤等の自然的条件を起因とする災害と、人口・建物の過密化等の社会的条件によってもたらされる災害が、同時複合的に現出する特徴をもっています。

地震発生時に、より大きな被害が発生することが想定される区域において耐震化を重点的に促進していくことは、市の全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上でより効果が高いと考えられます。そのため、土地利用や建築物の状況を町丁目の単位で把握し、地震により大きな被害が発生することが想定される区域を「重点的に耐震化を進める区域（以下「重点区域」という。）」として設定し、取組を進めます。

1. 重点的に耐震化を進める区域

岩倉市における市街地の状況は、岩倉駅や大山寺駅の西側において、土地区画整理事業によって基盤整備が進められ、現在は、名鉄犬山線の東側に道路が狭く住宅が密集した市街地が残っている状況にあります。

古くから市街地が残る地域においては、地震による倒壊率が他地区より比較的高いと想定され、耐震化の必要性が高い地区であると考えられます。

よって、重点的に耐震化を進める区域については、密集市街地である岩倉街道*沿いの区域、県計画及び本計画で設定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの区域を位置づけ、地震災害に対する意識の向上を図り、耐震化の促進に努めていきます。

※岩倉街道：市内を大山寺町から石仏町へ南北に抜ける旧街道。現在の市道名古屋岩倉線、市道南 89 号線、主要地方道春日井一宮線、県道小口岩倉線、市道町屋岩倉線、市道小口岩倉線の各路線の一部

2. 重点的に耐震化を進める区域に対する取組方針

重点区域の内、岩倉駅周辺部の中心市街地は、防災・安全交付金を活用して、都市計画道路の整備を進めており、計画期間である 2021 年度（令和 3 年度）以降も、様々な事業の実施を必要としています。

そこで、重点区域においては、地震による建物倒壊と火災等の二次災害の危険性が高い木造住宅密集地域や、沿道にある建築物等を主な対象とし、都市計画道路の整備など、地震災害に強い市街地形成に取り組んでいきます。

これに合わせ、建築物の倒壊や火災等の危険が高い老朽化住宅を中心に、建築物の耐震化及び不燃化の啓発を推進していきます。

3-5 関連する安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死などのほか、窓ガラス・天井の破損・落下やエレベータの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進します。

1. ブロック塀等の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより避難や救援活動に支障をきたすことになります。同様に、道路上には電柱や自動販売機等、倒壊する危険のある物が多くあります。

このため、ブロック塀等の危険性について、パンフレットや広報等で市民に周知を図るとともに、ブロック塀の安全対策の一環として住宅や事業所等から岩倉市地域防災計画に掲げる避難所や避難地等へ至る経路に面するブロック塀等の撤去費用の補助も行っているところです。

これらの取組は今後も様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、想定される地震被害の軽減を図ります。

2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

窓ガラスや建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。

このため、窓ガラスやつり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットや広報等で市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行っていきます。

3. エレベータの安全対策

地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベータの緊急異常停止が発生し、エレベータ内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベータの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について周知するとともに、愛知県・関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置の徹底を図ります。

第4章 支援制度

4-1 住宅の耐震化・減災化促進のための支援制度

1. 耐震診断・耐震改修等に係る補助制度

岩倉市ではこれまで、木造住宅に対する無料耐震診断、耐震改修費補助、非木造住宅耐震診断、ブロック塀等撤去費の補助を行っています。

今後もこれらの支援を継続するとともに、支援制度の充実等の検討を行い、国や愛知県の補助制度を利用して、住宅の耐震化・減災化の促進に努めます。

表 耐震診断・耐震改修・ブロック塀に対する補助制度等

対象		概要
耐震診断	木造	<p>〈木造住宅無料耐震診断〉</p> <p>対象：1981年（昭和56年）5月31日以前着工の木造住宅 （在来構法、伝統構法）</p>
	非木造	<p>〈住宅・建築物の耐震診断に対する補助〉</p> <p>対象：1981年（昭和56年）5月31日以前着工の非木造の住宅・建築物の耐震診断費用の一部を補助</p>
耐震改修	木造	<p>〈木造住宅耐震改修費補助事業〉</p> <p>対象：1981年（昭和56年）5月31日以前着工の木造住宅で、耐震診断判定値1.0未満を0.3以上上げて1.0以上にするもの</p> <p>内容：耐震改修工事費（工事費、設計及び補強計画に要する費用） 上限110万円（市単独上乗せ10万円含む）</p>
		<p>〈木造住宅段階耐震改修補助事業（1段目）〉</p> <p>対象：1981年（昭和56年）5月31日以前着工の木造住宅で、耐震診断判定値0.4以下を0.7以上かつ1.0未満にするもの</p> <p>内容：耐震改修工事費（工事費、設計及び補強計画に要する費用） 上限60万円</p>
		<p>〈木造住宅段階耐震改修補助事業（2段目）〉</p> <p>対象：木造住宅段階耐震改修1段目を受けた住宅で、耐震診断判定値1.0以上にするもの</p> <p>内容：耐震改修工事費（工事費、設計及び補強計画に要する費用） 上限50万円（市単独上乗せ20万円含む）</p>

対象		概要
耐震改修	木造	<p>〈木造住宅解体工事費補助事業〉</p> <p>対象：1981年（昭和56年）5月31日以前着工の木造住宅で、耐震診断判定値0.7未満の住宅を解体するもの</p> <p>内容：解体工事費</p> <p>上限60万円（市単独上乘せ20万円含む）</p>
		<p>〈木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業〉</p> <p>対象：1981年（昭和56年）5月31日以前着工の木造住宅で、耐震診断判定値0.4以下の住宅に耐震シェルターの設置を行うもの</p> <p>内容：耐震シェルター設置工事費</p> <p>上限40万円（市単独上乘せ10万円含む）</p>
ブロック塀等の撤去		<p>〈ブロック塀等の撤去費補助事業〉</p> <p>対象：公道及び公共施設の敷地に面するブロック塀等で道路からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものを撤去するもの</p> <p>内容：撤去費用</p> <p>上限10万円</p>

※補助制度については、変更する場合があります。

2. 住宅に係る耐震改修促進税制

国の基本方針の目標実現に向けて、耐震性の確保された住宅を確保するため、2006年度（平成18年度）税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これによって住宅の耐震改修を行った場合、税制による一定の支援が受けられるようになりました。岩倉市では、耐震改修を実施する住宅に対して制度の説明と案内をする等、愛知県と協力しながら、市民がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

4-2 耐震化に取り組みやすい環境の整備

1. 低コスト耐震化工法の普及

住宅の耐震改修費用は平均 236 万円程度（2003 年度（平成 15 年度）～2018 年度（平成 30 年度）愛知県実績）で、耐震改修費補助を活用しても 100 万円以上の自己負担が生じることになります。この自己負担額が大きいということが、所有者が耐震改修の実施に踏み切れない大きな要因の一つになっていると考えられます。

こうしたなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び愛知県、名古屋市、建築関係団体等により設立されている「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」（以下「協議会」という。）では、低コスト耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるように研究・開発し、これらの技術を広く普及することを目指しています。その協議会の活動として、住宅の耐震補強技術コンペ等を行い、耐震補強効果が定量的に確認できるものについては、協議会として愛知県の制度である「民間木造住宅耐震改修費補助事業」の対象工法として取り扱われるよう推薦することとしています。愛知県では、これらの成果を受けて今後補助対象工法として認定し、PR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に取り組めるように図っていくとされています。

岩倉市においても、こうした動向を踏まえ、低コストで耐震化を実施することができる工法の普及に努めます。

2. 耐震改修事例集の充実

住宅・建築物の所有者が耐震改修を考える場合に、実際にどのような工事が行われ、それにどのくらいの費用が必要になるのかがイメージできないということがあると考えられます。

岩倉市では、市の木造住宅耐震改修費補助を受けて実際に補強工事をされた住宅の事例の収集、事例集の作成などに努め、情報提供を図っていきます。

3. 耐震改修促進法に基づく支援制度の活用

耐震改修促進法では、2013年（平成25年）11月25日に施行された法改正において、緩和規定や新たな制度の創設により、耐震化の促進に寄与する様々な支援制度が用意されています。

そのため、岩倉市では、建築物の耐震化の円滑な促進に向けて、耐震改修促進法に基づく以下の支援制度について、愛知県と連携・協力し、市民へ周知していきます。

- 区分所有建築物の耐震改修（耐震改修促進法第29条、第30条）
 - ・公社等が所有者・管理者の委託を受けて共同住宅等の耐震診断・耐震改修を実施可能
- 耐震改修計画の認定（耐震改修促進法第17条）
 - ・建築物の耐震改修の計画を所管行政庁が認定することにより、耐震改修する際の既存不適格建築物への救済措置
- 仮住居の確保（耐震改修促進法第5条第3項第4号）
 - ・特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅を仮住居としての活用
- 耐震性に係る表示制度（耐震改修促進法第22条第3項）
 - ・耐震性が確保されている旨を表示可能

4-3 地域における耐震化の取組の促進

耐震化の促進は、住宅及び建築物の所有者等が自主的、積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や火災等による二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことが大切です。そのため、町内会や自主防災組織、災害救援関係のNPOやボランティア組織の活動が重要です。

このため、積極的に地域の活動を支援し、地域住民の防災意識を向上させることにより、耐震化を図っていきます。

4-4 建築物の耐震化促進

1. 市が所有する建築物の耐震化

岩倉市が所有する建築物の耐震診断の結果、耐震性が確保されていないとされた建築物の耐震化の進捗状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 対象建築物

対象とする建築物は、1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された建築物で耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当する特定既存耐震不適格建築物とします。

(2) 対象建築物の現状

岩倉市が所有する特定既存耐震不適格建築物は、2013年度（平成25年度）時点では3棟が耐震化未対応となっていたが、その後耐震改修や建替えにより令和元年度時点で耐震性を有していない建築物はありません。

表 市所有建築物の耐震化状況（2020年（令和2年）11月現在）

1981年（昭和56年） 5月以前に建築された 市所有建築物	耐震診断状況			耐震診断済建築物の内訳		
	未診断 棟数	今後廃止 等予定 棟数	耐震診断 済棟数	耐震改修 不要棟数	耐震改修 済棟数	耐震化 未対応棟 数
55	0	0	55	18	37	0

2. 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化

地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する建築物）については、愛知県と連携を図りながら、耐震化を促進します。

特に、岩倉市が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物については、所有者に対して耐震化の必要性を啓発することで耐震化を促進します。

4-5 耐震化促進のための支援制度

1. 民間建築物の耐震化に対する支援策

(1) 意識啓発と情報発信物

民間建築物の所有者に対し、耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行います。特に特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信を行います。

(2) 耐震診断・耐震改修に係る補助制度等

岩倉市地域防災計画及び愛知県地域防災計画に掲載されている防災上重要な建築物については、以下の補助制度により、耐震化の促進を図ります。

表 防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業（愛知県）

名称	概要	補助等	要件
防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業	1981年（昭和56年）5月31日以前に着工された民間の防災上重要な建築物の耐震診断費の一部を補助する。	対象：愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 補助割合：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6	住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱等

第5章 計画達成に向けて

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、所有者等の意識啓発をするとともに、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備等を進めることが重要です。

そのため、住宅の耐震化については、岩倉市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、補助制度・支援制度の周知を図り、活用を推進するとともに、制度の拡充・充実を検討します。また、各年度の耐震診断や耐震改修費補助の実績、除却・建替えの状況等を把握しながら、進捗状況の確認も行います。民間が所有する特定既存耐震不適格建築物については、台帳等により進捗状況を把握しながら耐震化の促進を図ります。

なお、耐震化進捗状況の確認について、愛知県においては、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとしています。

このため、本計画についても、こうした愛知県の取組とも連携し、適宜、耐震化の進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。

資料編 耐震改修促進計画に関するアンケート

1. 目的

市民の皆さんの地震に対する備えや、お住まいになっている建物の地震に対する備えをお聞きし、耐震改修促進計画の策定に役立てることを目的として実施しました。

2. 調査内容

(1) あなたご自身のこと、お住まいの建物について

①年齢 ②小学校区 ③世帯のタイプ ④職業 ⑤住宅の形態 ⑥建物の構造 ⑦建物の階数
⑧建築時期

(2) 地震に対する備えについて

①震度予測の認知度 ②大規模地震などに対する不安 ③建物の耐震性の考え ④建物の安全性の相談 ⑤耐震診断や耐震改修工事の認知度 ⑥建物の耐震診断や耐震補強などの相談先 ⑦ブロック塀等撤去に対する奨励補助制度の認知度 ⑧家具転倒防止対策

(3) 建物の耐震診断・耐震補強等について

①無料耐震診断や耐震改修工事等への補助制度の認知度 ②無料耐震診断の利用 ③無料耐震診断利用のきっかけ ④無料耐震診断後、耐震化の取組の実施状況 ⑤耐震改修または解体工事の補助制度を利用しなかった理由 ⑥耐震改修や建替えをしない理由 ⑦耐震診断を行わない理由 ⑧耐震改修工事の支援

(4) 耐震対策についての自由意見

3. 調査対象

・市内にお住まいの満18歳以上の市民の中から無作為に抽出した2,000人の方を対象

4. 調査方法

・郵送による配布、郵送による回収

5. 調査期間

・令和2年8月3日（月）～8月21日（金）まで

6. 回収率

対象者数（宛名不明を除く）	1,993件
有効回答数	1,030件
有効回答率	51.7%

※ 配布2,000通のうち7通は宛先不明のため返還

7. 表、グラフの見方の注意点

- ・比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入して算出した数値であるため、合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合、合計は100.0%を超えます。
- ・表、グラフ及び文中の選択肢等の表現について、趣旨が変わらない程度に省略している場合があります。

1. あなたご自身のこと、お住まいの建物について

問1. あなたの年齢について

回答者の年齢は、70歳代が20.7%と最も多く、回答者のうち60歳以上が45.0%を占めています。

表 回答者の年齢

区分	件数	比率
19歳以下	15	1.5%
20～29歳	90	8.7%
30～39歳	139	13.5%
40～49歳	163	15.8%
50～59歳	151	14.7%
60～69歳	140	13.6%
70～79歳	213	20.7%
80歳以上	110	10.7%
無回答	9	0.9%
総計	1,030	100.0%

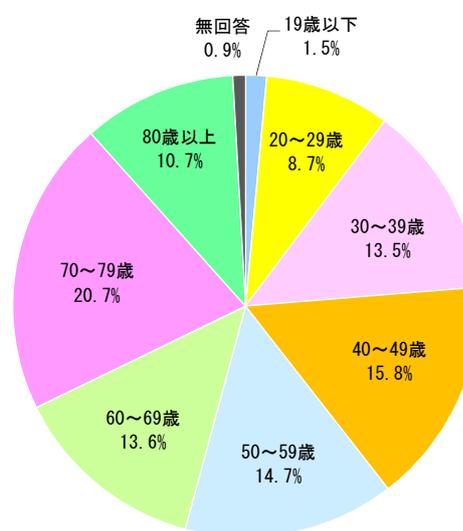


図 回答者の年齢

問2. あなたがお住まいの小学校区について

回答者が居住する学校区は、「岩倉北小学校区」、「曾野小学校区」及び「岩倉南小学校区」がほぼ同じ割合となっており、「岩倉東小学校区」が最も少ない割合となっています。

表 回答者が居住する小学校区

区分	件数	比率
岩倉北小学校区	271	26.3%
岩倉南小学校区	249	24.2%
岩倉東小学校区	50	4.9%
五条川小学校区	184	17.9%
曾野小学校区	269	26.1%
無回答	7	0.7%
総計	1,030	100.0%

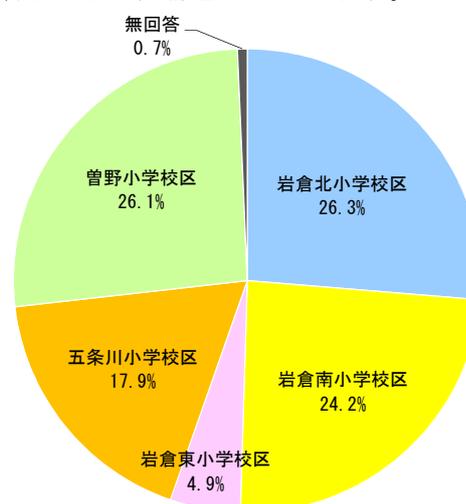


図 回答者が居住する小学校区

問3. あなたの世帯のタイプについて

回答者の世帯のタイプは、「二世帯同居世帯」が44.4%で最も多く、次いで多いのは「夫婦のみの世帯」で29.7%となっています。その他としては、「子供と二人暮らし」などとなっています。

表 回答者の世帯のタイプ

区分	件数	比率
単身世帯	119	11.6%
夫婦のみの世帯	306	29.7%
一世代世帯	53	5.1%
二世帯同居世帯	457	44.4%
三世帯同居世帯	65	6.3%
四世代以上同居世帯	4	0.4%
その他	18	1.7%
無回答	8	0.8%
総計	1,030	100.0%

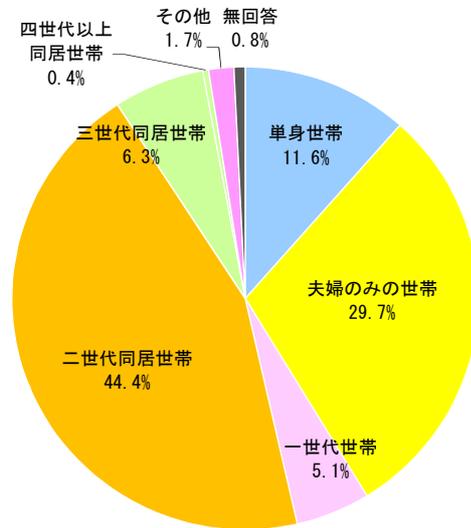


図 回答者の世帯のタイプ

問4. あなたのお仕事について

回答者の職業は、「無職」が31.7%で最も多く、次いで多いのは「会社員」で29.9%となっています。その他としては、「会社役員」、「派遣社員」などとなっています。

表 回答者の職業

区分	件数	比率
会社員	308	29.9%
公務員・教員	44	4.3%
農業	12	1.2%
自営業(農業以外)	52	5.0%
パート・アルバイト	156	15.1%
家事従事者	80	7.8%
学生	29	2.8%
無職(年金生活含む)	327	31.7%
その他	18	1.7%
無回答	4	0.4%
総計	1,030	100.0%

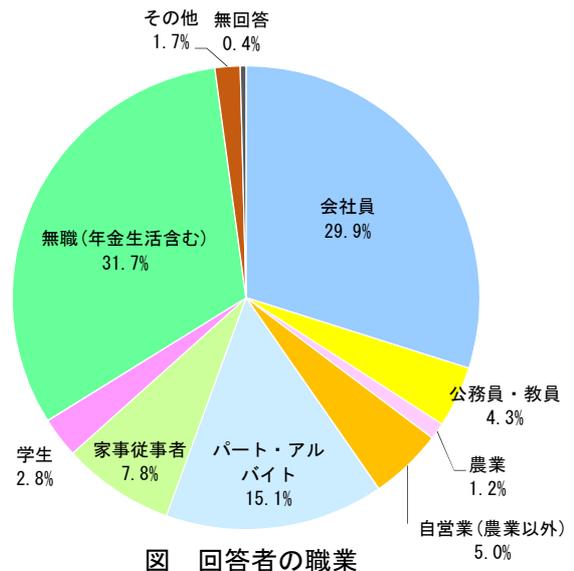


図 回答者の職業

問5. あなたがお住まいの形態について

回答者の住宅の形態は、「戸建住宅（自己所有）」が67.0%で最も多く、次いで多いのは「賃貸マンション・アパート」で17.6%となっています。その他としては、「戸建住宅（家族所有）」などとなっています。

表 回答者の住宅の形態

区分	件数	比率
戸建住宅(自己所有)	690	67.0%
戸建住宅(賃貸)	35	3.4%
店舗併用住宅(自己所有)	13	1.3%
店舗併用住宅(賃貸)	3	0.3%
分譲マンション	82	8.0%
賃貸マンション・アパート	181	17.6%
公営住宅	9	0.9%
その他	13	1.3%
無回答	4	0.4%
総計	1,030	100.0%

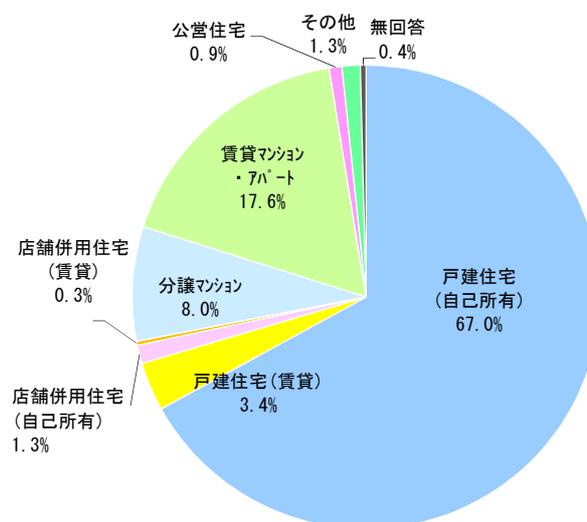


図 回答者の住宅の形態

問6. あなたがお住まいの建物の構造について

回答者の住宅の構造は、「木造」が55.6%で最も多く、半分以上を占めています。その他としては、「軽量鉄骨」、「木造一部鉄骨」などとなっています。

表 回答者の住宅の構造

区分	件数	比率
木造	573	55.6%
鉄骨造	159	15.4%
鉄筋コンクリート造	143	13.9%
鉄骨鉄筋コンクリート造	77	7.5%
わからない	65	6.3%
その他	5	0.5%
無回答	8	0.8%
総計	1,030	100.0%

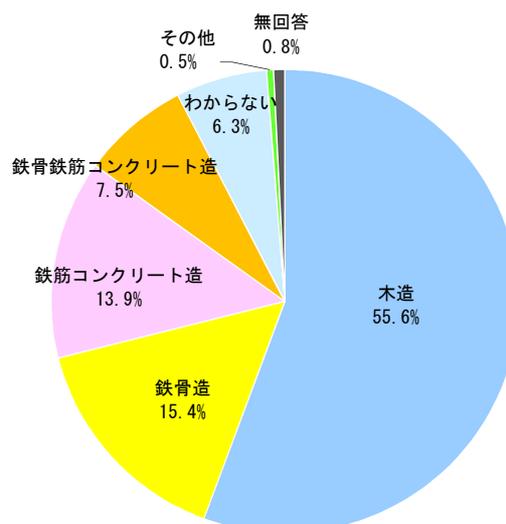


図 回答者の住宅の構造

問7. あなたがお住まいの建物の階数について

回答者の住宅の階数は、「2階建て」が67.5%で最も多く、全体の建物のうち2階建て以下が約4分の3を占めています。

表 回答者の住宅の階数

区分	件数	比率
1階建て	85	8.3%
2階建て	695	67.5%
3階建て	82	8.0%
4～5階建て	72	7.0%
6～10階建て	52	5.0%
11階以上建て	40	3.9%
無回答	4	0.4%
総計	1,030	100.0%

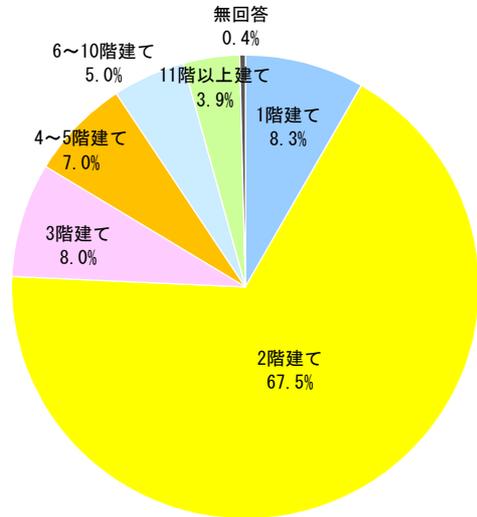


図 回答者の住宅の階数

問8. あなたがお住まいの建物の建築時期について

回答者の住宅の建築時期は、「2000年（平成12年）6月以降」が34.1%で最も多くなっています。「1981年（昭和56年）6月～2000年（平成12年）5月」、「2000年（平成12年）6月以降」及び「おそらく1982年（昭和57年）以降」の新耐震基準で建てられた、耐震性のある建物が65.5%となっています。

表 回答者の住宅の建築時期

区分	件数	比率
1981年（昭和56年）5月以前	228	22.1%
1981年（昭和56年）6月～2000年（平成12年）5月	293	28.4%
2000年（平成12年）6月以降	351	34.1%
おそらく1981年（昭和56年）以前	54	5.2%
おそらく1982年（昭和57年）以降	31	3.0%
わからない	69	6.7%
無回答	4	0.4%
総計	1,030	100.0%

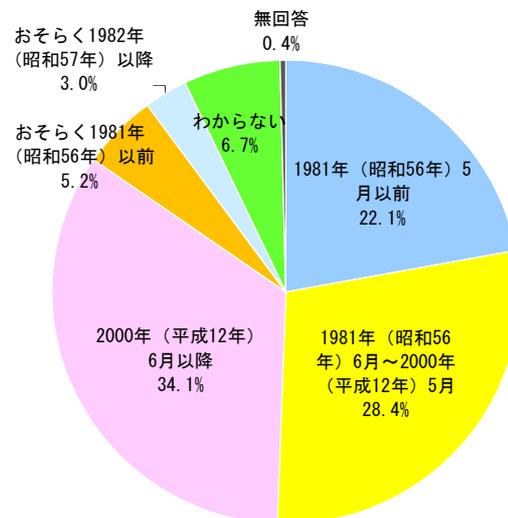


図 回答者の住宅の建築時期

2. 地震に対する備えについて

問9. 2016年（平成28年）3月に岩倉市が作成した「地震防災ガイドブック」では、市内のほとんどの地域が震度6弱（一部地域で5強・6強）と予測されていることをあなたは知っていますか。（1つ選んで回答）

回答者の本市における予想震度の認知度は、「知らない」が65.6%で、「知っている」を大きく上回っています。

年齢別における予想震度の認知度は、「知っている」は「19歳以下」が6.7%、「20歳～29歳」が17.8%と若い世代が著しく低く、逆に「70歳～79歳」が45.1%、「80歳以上」が45.5%と年齢が高くなると認知度が高い傾向となっています。

小学校区別では、「知っている」と回答した人が最も多いのは「曾野小学校区」で36.1%、最も少ないのは「岩倉南小学校区」で30.9%となっており、その差は5.2ポイントで、小学校区による認知度の違いは、ほぼ無いと言えます。

- ・ 予想震度を「知らない」が65.6%
- ・ 予想震度の認知度は、「年齢」が高くなるほど高い
- ・ 予想震度の認知度は、「小学校区」による違いはほぼ無い

表 予想震度の認知度（全体）

区分	件数	比率
知っている	345	33.5%
知らない	676	65.6%
無回答	9	0.9%
総計	1,030	100.0%

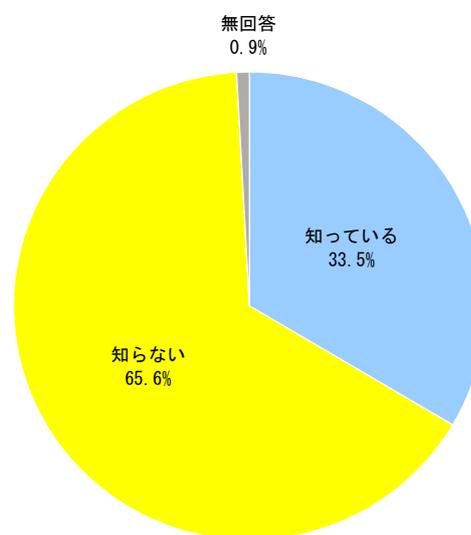


図 予想震度の認知度（全体）

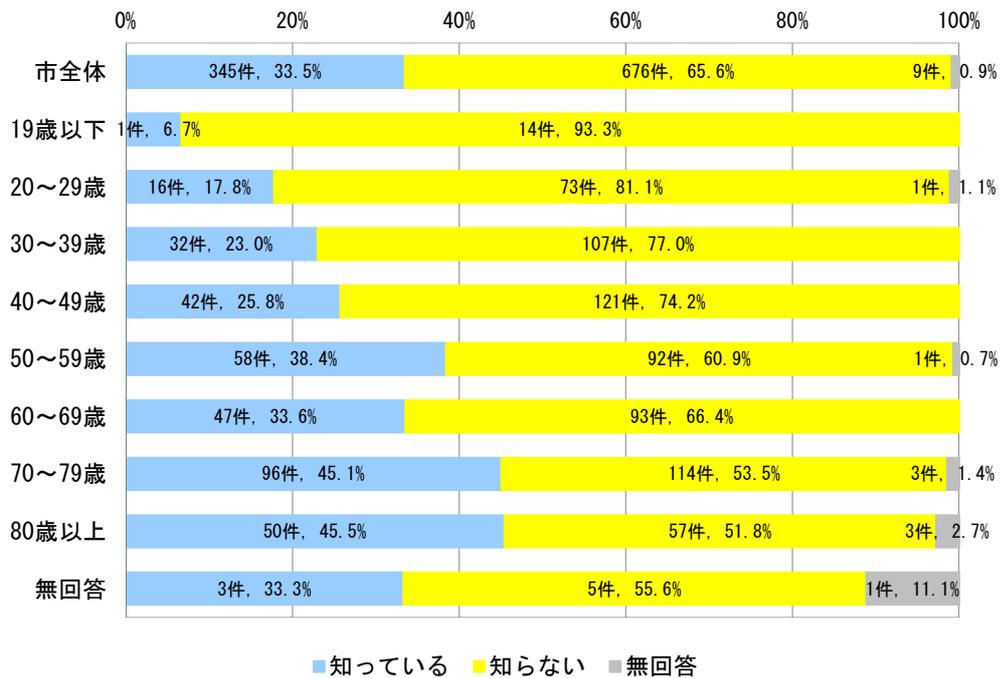


図 予想震度の認知度（年齢別）

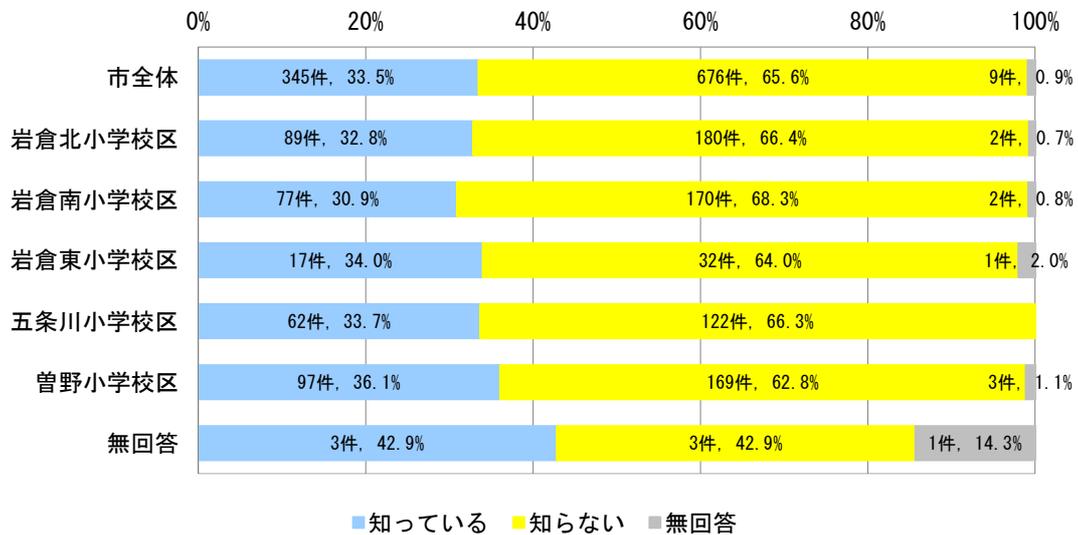


図 予想震度の認知度（小学校区別）

問 10. あなたがお住まいの建物について、今後発生が予想されている大規模地震などに対する不安はありますか。(1つ選んで回答)

回答者の大規模地震に対する不安度は、「不安である」が76.7%で、「不安はない」を大きく上回っています。

年齢別では、「19歳以下」が66.7%、「20歳～29歳」が67.8%と若い世代の「不安である」割合が低くなっていますが、それ以外の年代では、年齢が高くなるほど、不安度が高くなる傾向となっています。

小学校区別では、「不安である」と回答した人が最も多いのは「岩倉東小学校区」で80.0%、最も少ないのは「曾野小学校区」の73.2%で、その差は6.8ポイントで、地域による不安度の違いは、ほぼ無いと言えます。

世帯構成別では、「四世代以上同居世帯」の全ての人が「不安である」と回答していますが、「その他」を除き「不安である」と回答した人が最も多いのは「夫婦のみ世帯」で78.4%、最も少ないのが「三世帯同居世帯」の75.4%で、その差はわずかで不安度の違いは無いと言えます。

住宅の形態別では、「不安である」と回答した人が最も多いのは「戸建住宅(賃貸)」で85.7%、次に多いのが戸建住宅(自己所有)の77.7%となっています。

建物の構造別では、「不安である」と回答した人が最も多いのは「木造」で82.7%となっています。

建物の階数別では、「不安である」と回答した人が「3階建て」が65.9%で最も少なく、不安度が低くなっていますが、その他の階数では不安度の違いはあまり無いと言えます。

新耐震と旧耐震別では、「不安である」と回答した人は「旧耐震」が86.5%、「新耐震」が72.1%で、旧耐震の方が14.4ポイント高くなっています。

- ・ 大規模地震に対して、「不安である」が76.7%
- ・ 大規模地震に対する不安度は、「年齢」が高くなるほど高い
- ・ 大規模地震に対する不安度は、「賃貸戸建住宅」が最も高い
- ・ 大規模地震に対する不安度は、「木造」が最も高い
- ・ 大規模地震に対する不安度は、新耐震と比べて、「旧耐震」の住宅の方が高い
- ・ 「小学校区」、「世帯のタイプ」及び「建物の階数」による大規模地震に対する不安度の違いは無い

表 建物の大規模地震に対する不安(全体)

区分	件数	比率
不安である	790	76.7%
不安はない	232	22.5%
無回答	8	0.8%
総計	1,030	100.0%

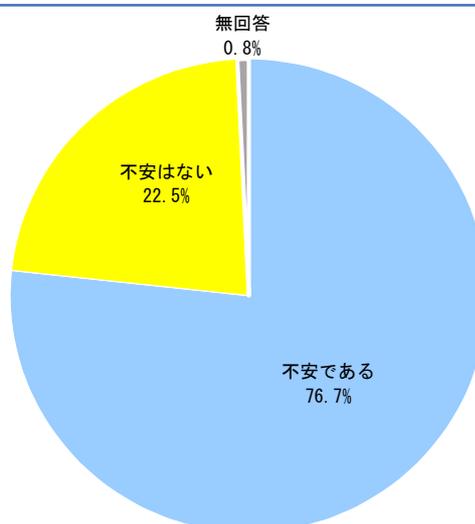


図 建物の大規模地震に対する不安(全体)

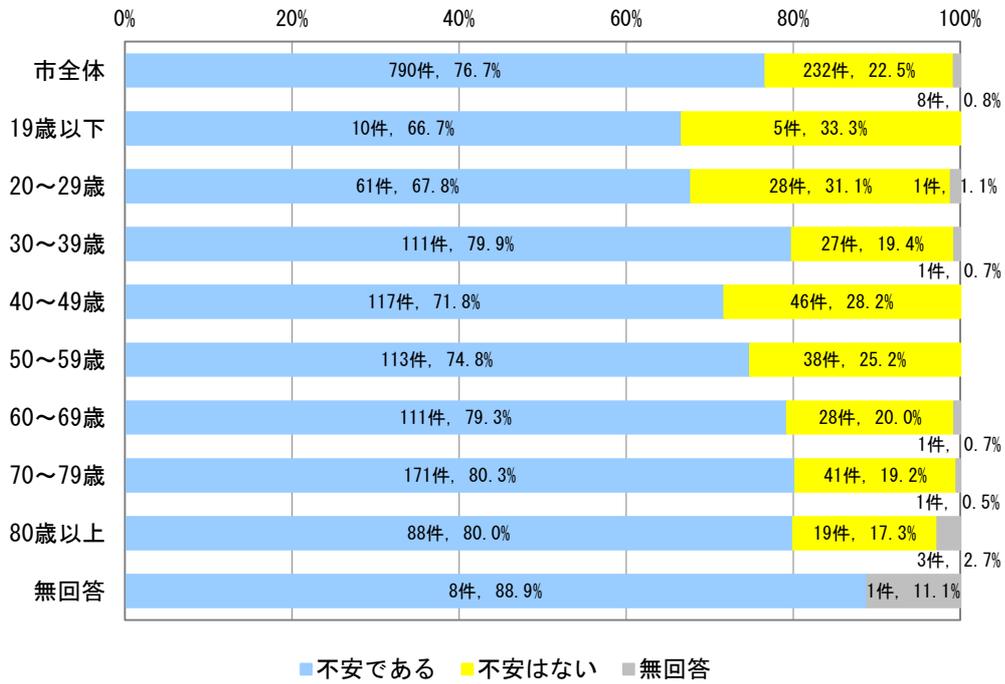


図 建物の大規模地震に対する不安（年齢別）

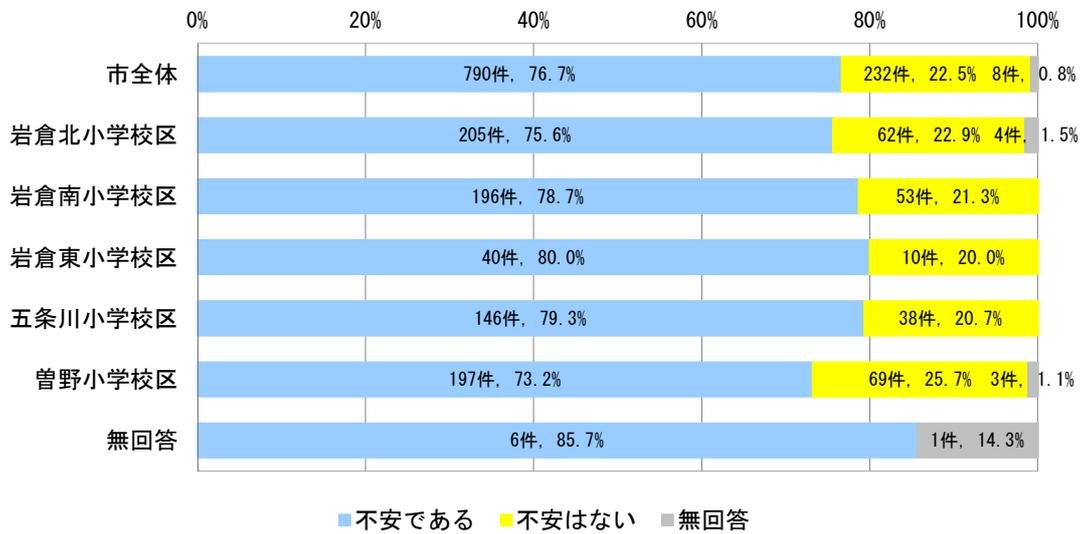


図 建物の大規模地震に対する不安（小学校区別）

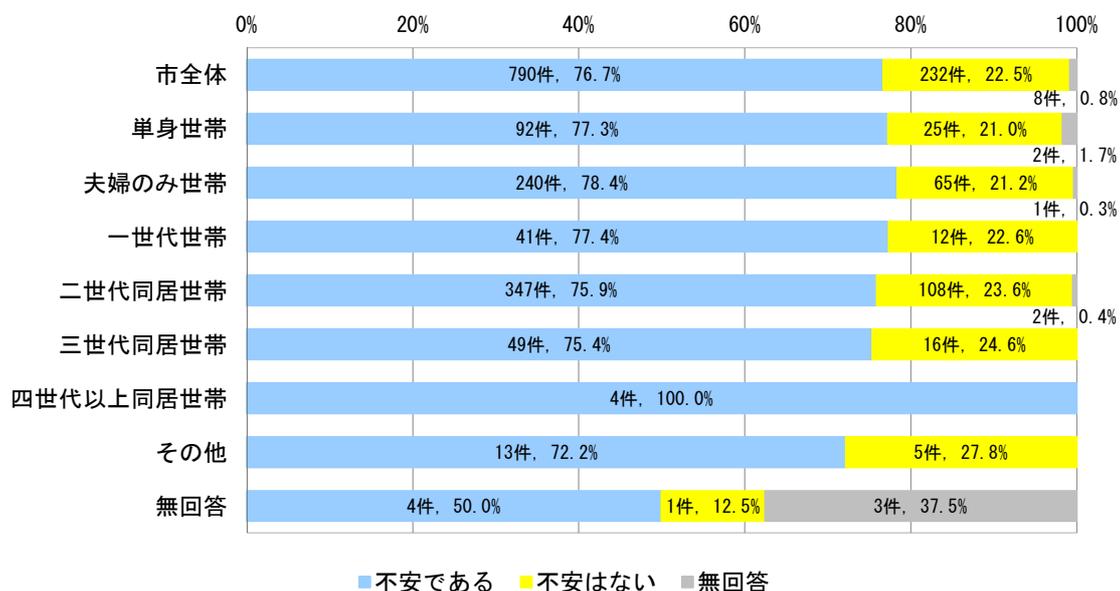


図 建物の大規模地震に対する不安（世帯のタイプ別）

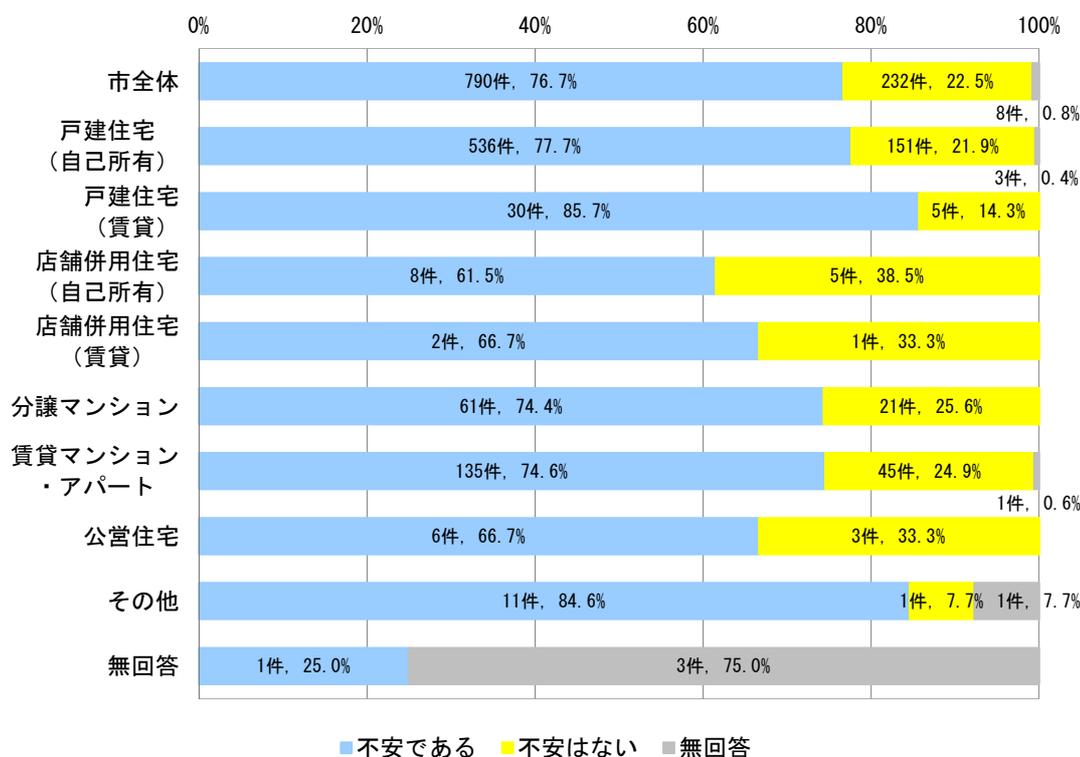


図 建物の大規模地震に対する不安（住宅の形態別）

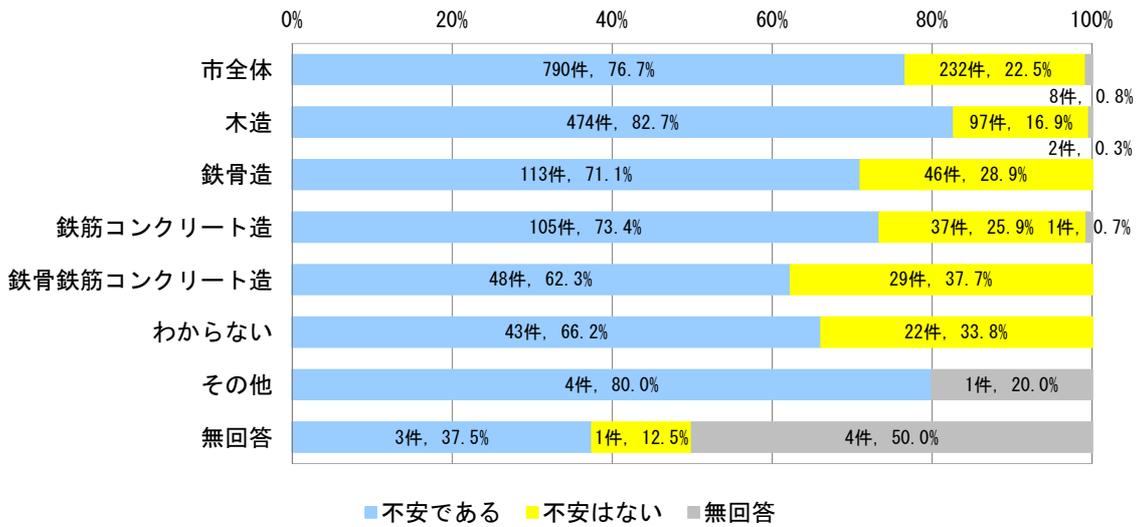


図 建物の大規模地震に対する不安（構造別）

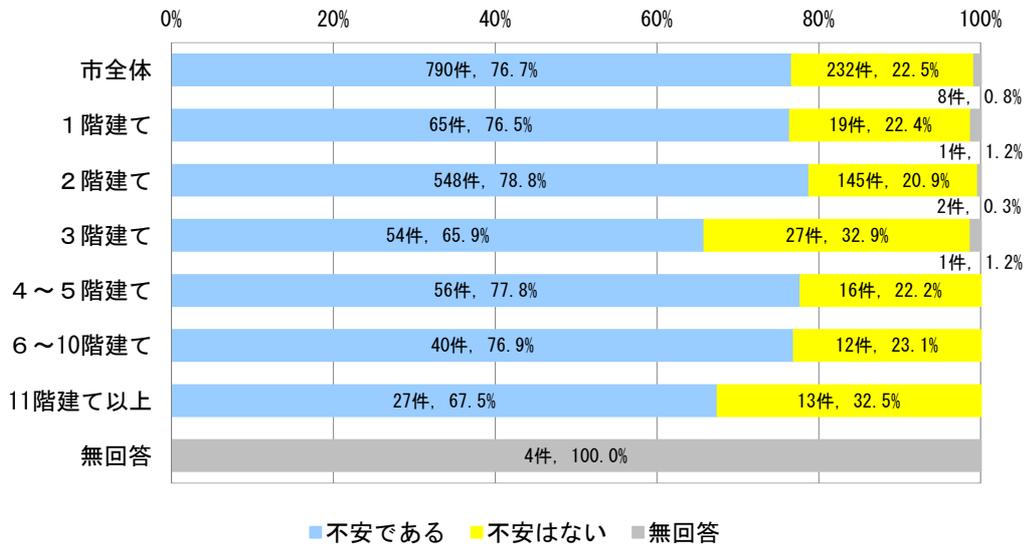


図 建物の大規模地震に対する不安（階数別）

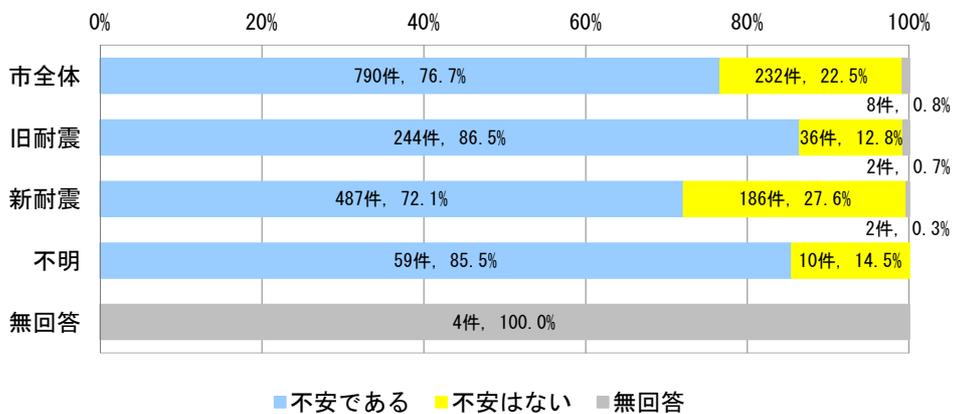


図 建物の大規模地震に対する不安（新旧耐震別）

問 11. あなたがお住まいを建築した時、または選ばれた時に、建物の耐震性（地震に対する強さ）についてお考えになりましたか。（1 つ選んで回答）

回答者が住宅を選ぶ場合の耐震性に対する優先度は、「耐震性を考慮した」が 42.9%で最も多く、次いで多いのは「耐震性は考慮しなかった」が 37.4%となっています。「耐震性に考慮した」に「耐震性を第一に考慮した」を加えても、耐震性での優先度は半数にとどまっています。

その他としては、「現在の所有者本人が直接建築時に関わっておらず、両親が建築したため詳しい経緯を把握できていない」、「会社による借上げの住宅のため考慮できていない」などとなっています。

年齢別では、「耐震性を第一に考慮した」と「耐震性を考慮した」を加えた割合が比較的高いのは 30 歳代から 50 歳代となっています。

住宅の形態別で「耐震性は考慮しなかった」の割合が高い順では、「戸建住宅（賃貸）」が 74.3%、「店舗併用住宅（賃貸）」が 66.7%及び「賃貸マンション・アパート」が 61.3%となっており、賃貸住宅において、耐震性に対する優先度は低くなっています。

住宅の構造で、一般的な構造である「木造」と「鉄骨造」では、「耐震性を第一に考慮した」と「耐震性を考慮した」を足した割合は、「木造」が 50.3%、「鉄骨造」が 58.5%となっており、耐震性の優先度の高い人は「鉄骨造」を選んでいきます。

新耐震と旧耐震別では、「耐震性を第一に考慮した」と「耐震性を考慮した」を足した割合は、「新耐震」が 65.1%、「旧耐震」が 24.5%と、「新耐震」以後の耐震性の優先度は「旧耐震」に比べておよそ 2.7 倍（65.1%/24.5%）となっています。

- ・住宅を選ぶ時に「耐震性」を考慮する人は全体の半数にとどまっている
- ・住宅を選ぶ時の「耐震性」の優先度は、30 歳代から 50 歳代が高い
- ・住宅を選ぶ時の「耐震性」の優先度は、「賃貸住宅」が低い
- ・住宅を選ぶ時の、「耐震性」の優先度が高い人は、「木造」より「鉄骨造」を選んでいく
- ・新耐震となってから、住宅選択時の「耐震性」の優先度が、旧耐震以前に比べて約 2.7 倍に増加

表 耐震性の優先度（全体）

区分	件数	比率
耐震性を第一に考慮した	79	7.7%
耐震性を考慮した	442	42.9%
耐震性は考慮しなかった	385	37.4%
その他	107	10.4%
無回答	17	1.7%
総計	1,030	100.0%

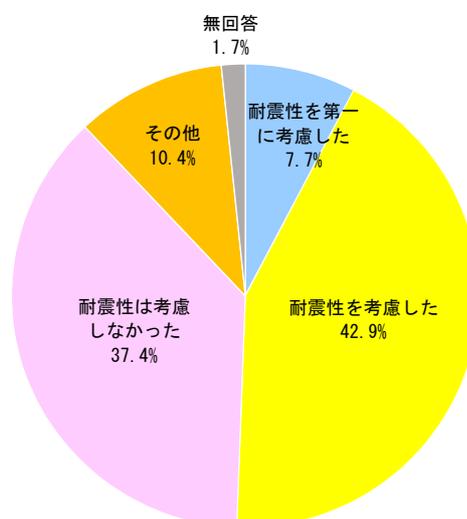


図 耐震性の優先度（全体）

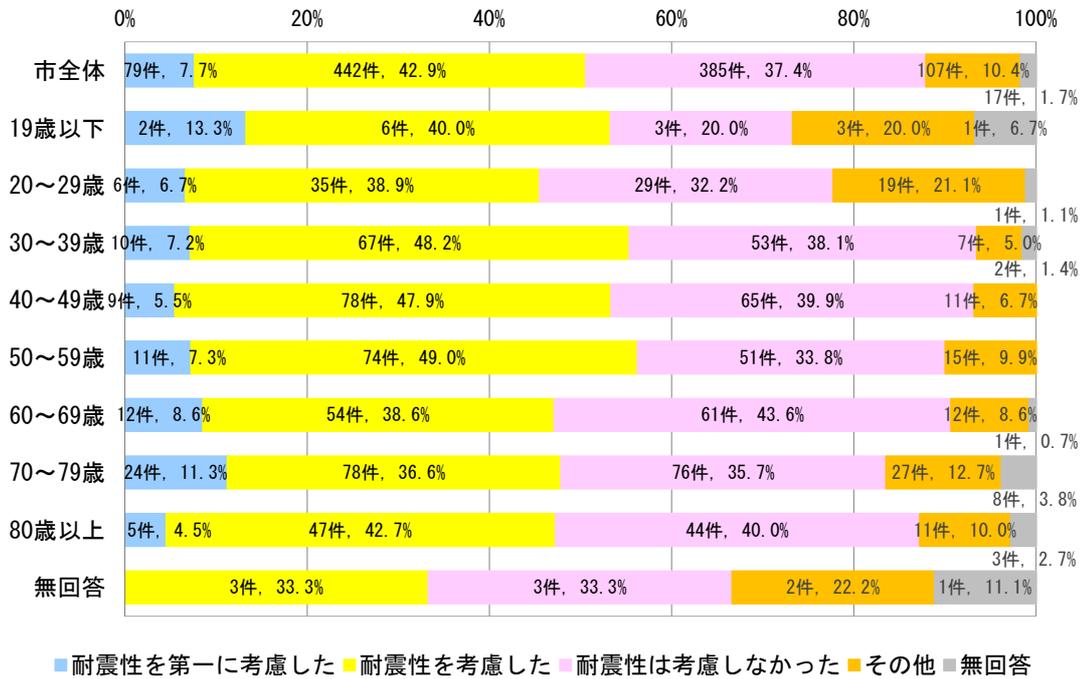


図 耐震性の優先度（年齢別）

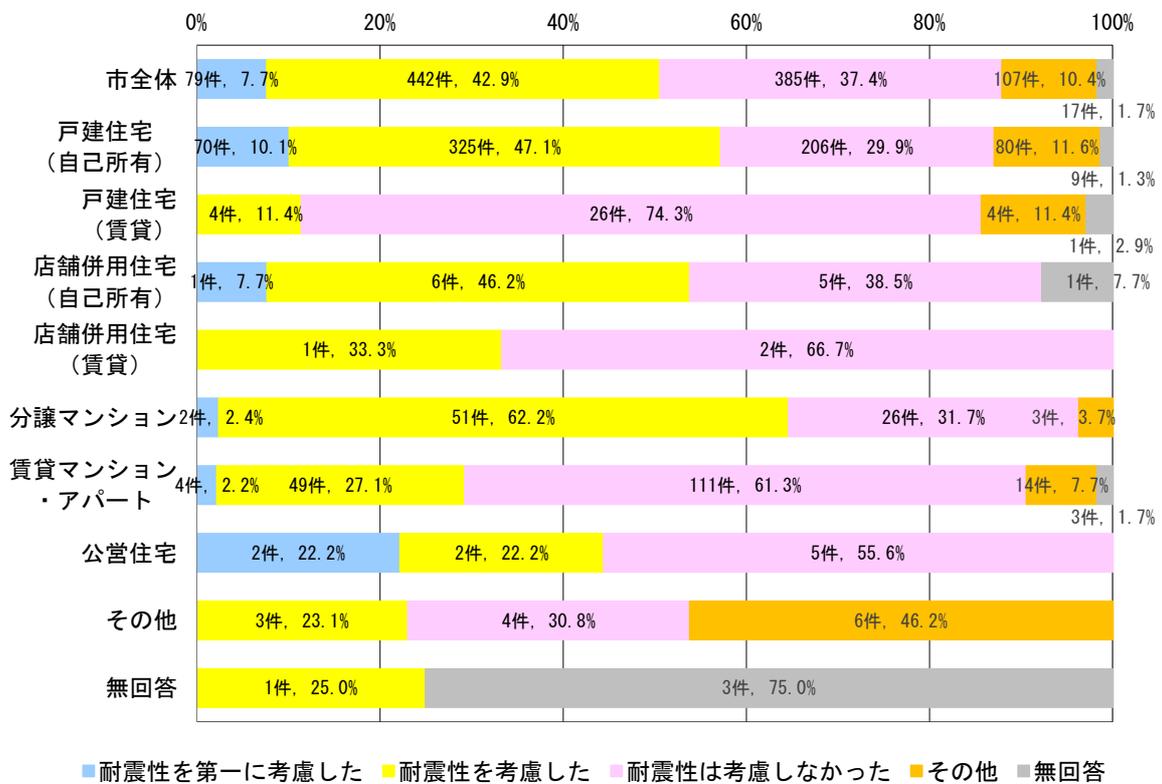


図 耐震性の優先度（住宅の形態別）

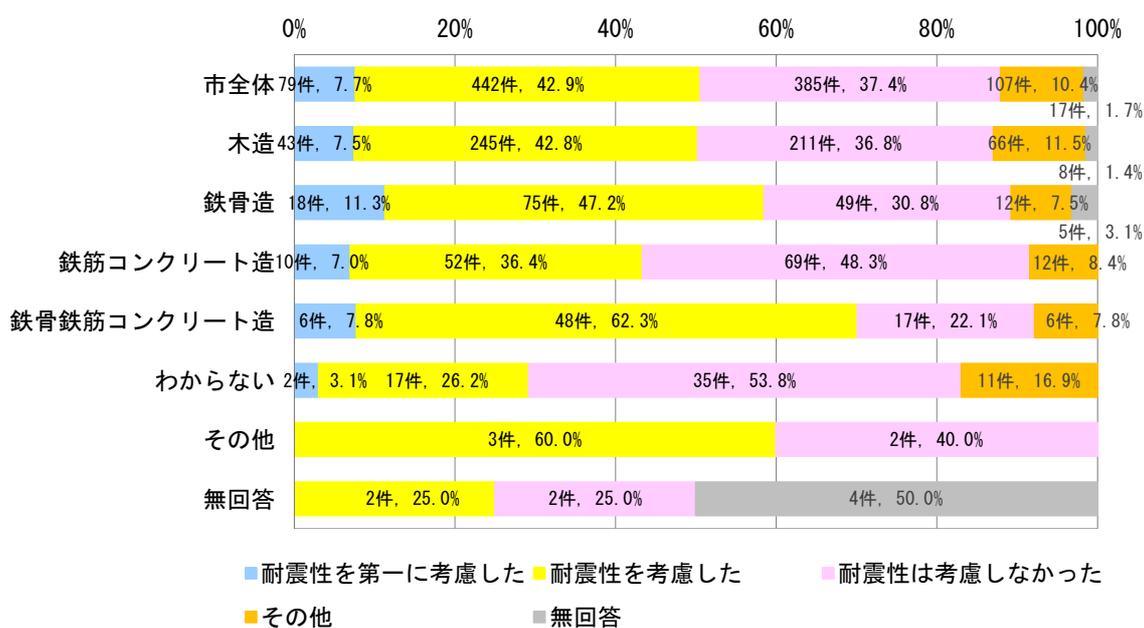


図 耐震性の優先度（構造別）

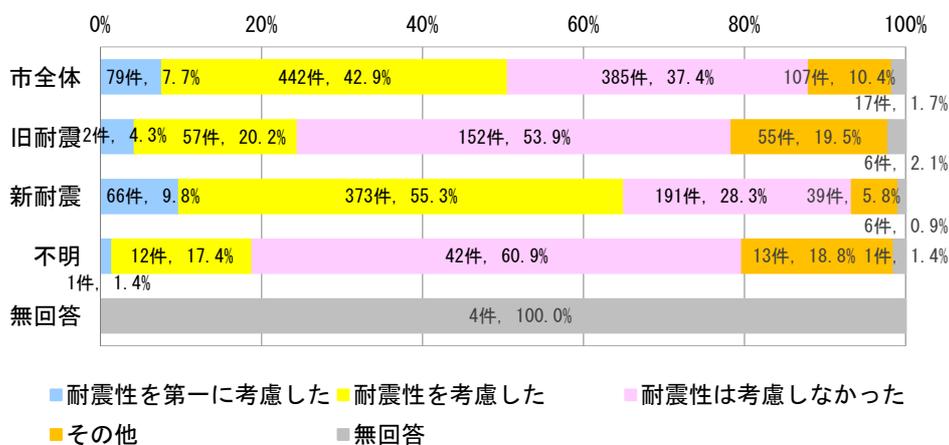


図 耐震性の優先度（新旧耐震別）

問 12. あなたは地震に対する建物の安全性について、相談をしたいと思いますか。
(1つ選んで回答)

回答者の地震に対する建物の安全性についての相談意向は、「したいと思う」が39.6%、「したいと思わない」が57.5%で、「したいと思わない」が17.9ポイント高くなっています。

年齢別で「したいと思う」の割合が高いのは、「50歳～59歳」が42.4%、「40歳～49歳」が42.3%となっています。

住宅の構造別では、「鉄骨造」で「したいと思う」が33.3%で割合が最も低くなっています。

新耐震と旧耐震別では、「したいと思う」割合は、「旧耐震」が44.3%、「新耐震」が37.6%で、「旧耐震」が6.7ポイント高くなっています。

- ・地震に対する建物の安全性の相談を「したいと思う」人は39.6%
- ・地震に対する建物の安全性の相談意向は、「40歳～59歳」が高い
- ・地震に対する建物の安全性の相談意向は、「鉄骨造」が低い
- ・地震に対する建物の安全性の相談意向は、「新耐震」より「旧耐震」の方が高い

表 建物の地震に対する安全性について相談意向(全体)

区分	件数	比率
したいと思う	408	39.6%
したいと思わない	592	57.5%
無回答	30	2.9%
総計	1,030	100.0%

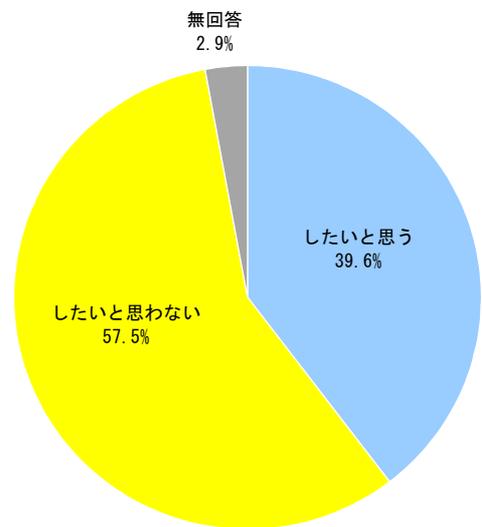
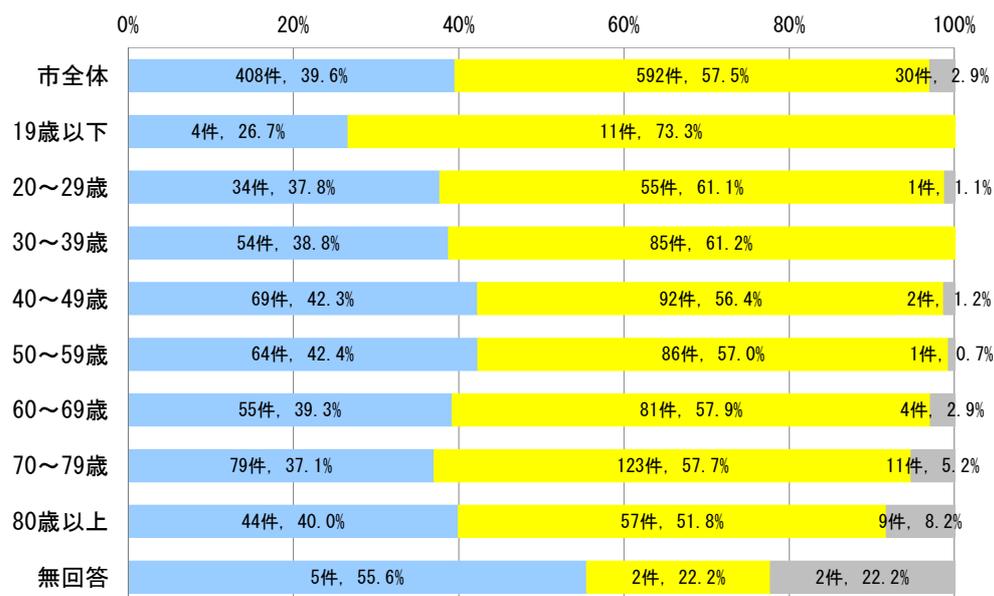
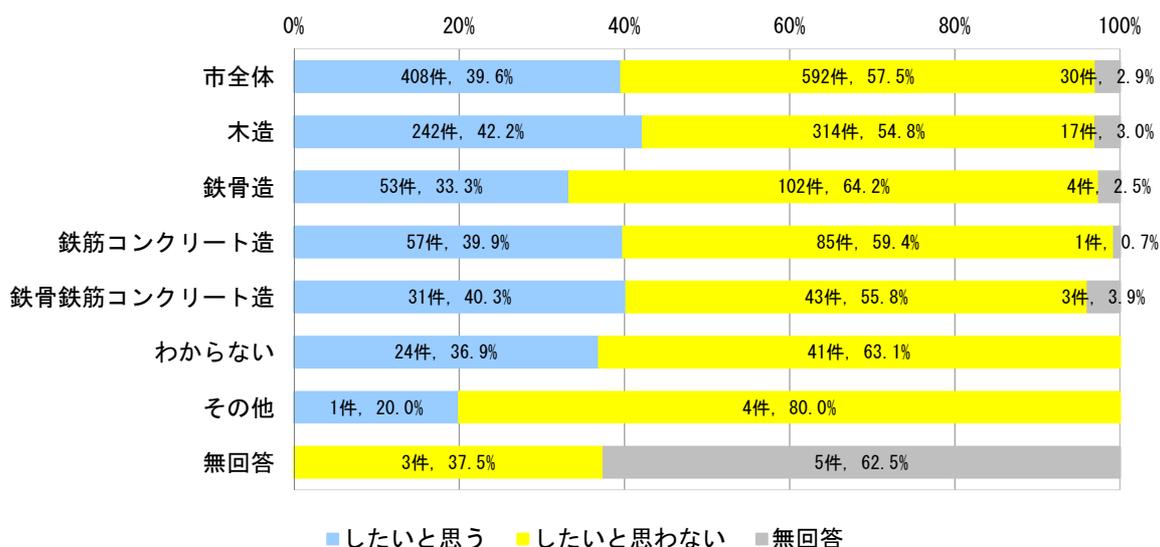


図 建物の地震に対する安全性について相談意向(全体)



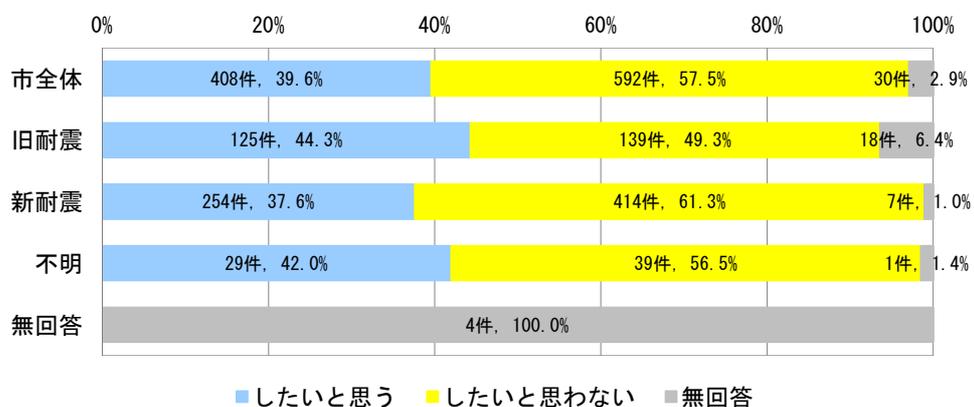
■ したいと思う ■ したいと思わない ■ 無回答

図 相談意向（年齢別）



■ したいと思う ■ したいと思わない ■ 無回答

図 相談意向（構造別）



■ したいと思う ■ したいと思わない ■ 無回答

図 相談意向（新旧耐震別）

問 13. 地震に対する既存建物の強度や安全性、被害の大きさなどの判定を行う耐震診断や耐震改修工事をご存知ですか。(1つ選んで回答)

耐震診断や耐震改修工事の認知度について、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が49.8%で最も多く、「知らない」の18.1%を加えた「内容を知らない」人の割合が全体の約3分の2(67.9%)となっています。

年齢別では、「知っている」が最も多いのは「70歳～79歳」で40.8%、次いで多いのは「60歳～69歳」で40.0%となっており、年齢が高くなるほど認知度が高くなる傾向となっており、逆に若い世代ほど認知度が低い状況となっています。

小学校区別で「内容を知らない」人の割合を見ると、「岩倉北小学校区」が64.2%と最も低くなっていますが、一方「岩倉東小学校区」は74.0%、「岩倉南小学校区」では73.1%と高く、地域によって認知度のばらつきがあります。

住宅の形態別では、「知っている」が最も多いのは「戸建住宅(自己所有)」で36.1%、次いで「戸建住宅(賃貸)」で28.6%となっており、「戸建住宅」の人の認知度が高くなっています。

新耐震と旧耐震別では、「内容を知らない」人の割合は、「旧耐震」が60.3%、「新耐震」が68.9%となっており、「旧耐震」が8.6ポイント低くなっています。

- ・ 耐震診断・耐震改修の内容を「知らない」が全体の約3分の2
- ・ 耐震診断・耐震改修の認知度は、「年齢」が高くなるほど高い
- ・ 耐震診断・耐震改修の認知度が低いのは、「岩倉東小学校区」、「岩倉南小学校区」
- ・ 耐震診断・耐震改修の認知度は、「戸建住宅」が高い
- ・ 耐震診断・耐震改修の認知度は、「新耐震」より「旧耐震」の方が高い

表 耐震診断・耐震改修の認知度(全体)

区分	件数	比率
知っている	320	31.1%
聞いたことはあるが、内容は知らない	513	49.8%
知らない	186	18.1%
無回答	11	1.1%
総計	1,030	100.0%

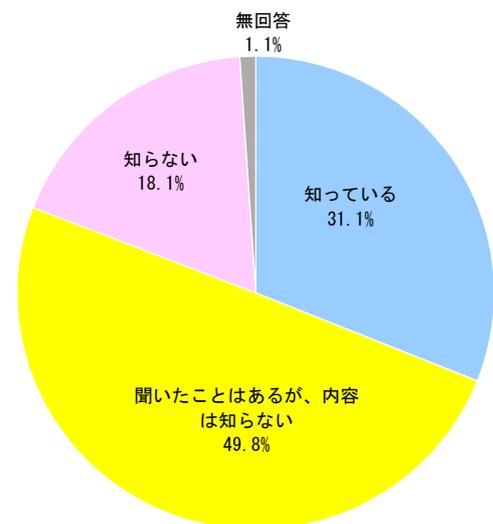


図 耐震診断・耐震改修の認知度(全体)

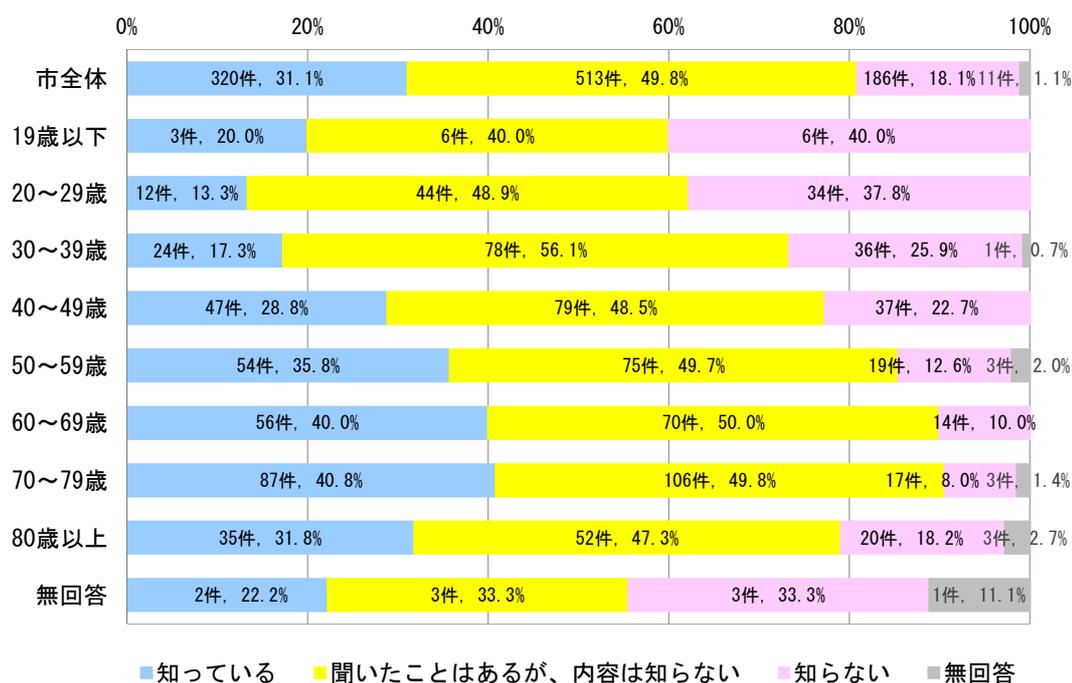


図 耐震診断・耐震改修の認知度（年齢別）

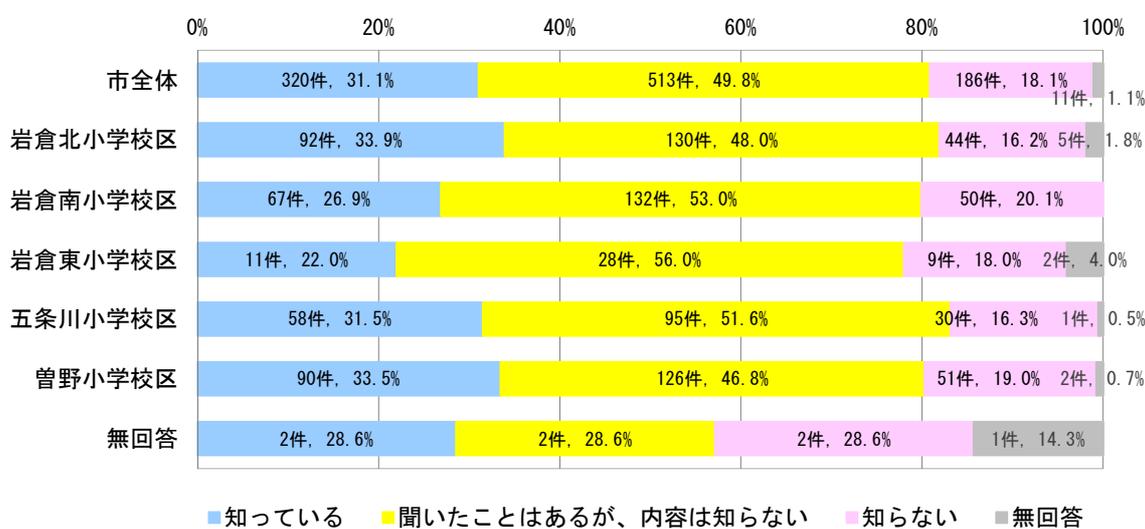


図 耐震診断・耐震改修の認知度（小学校区別）

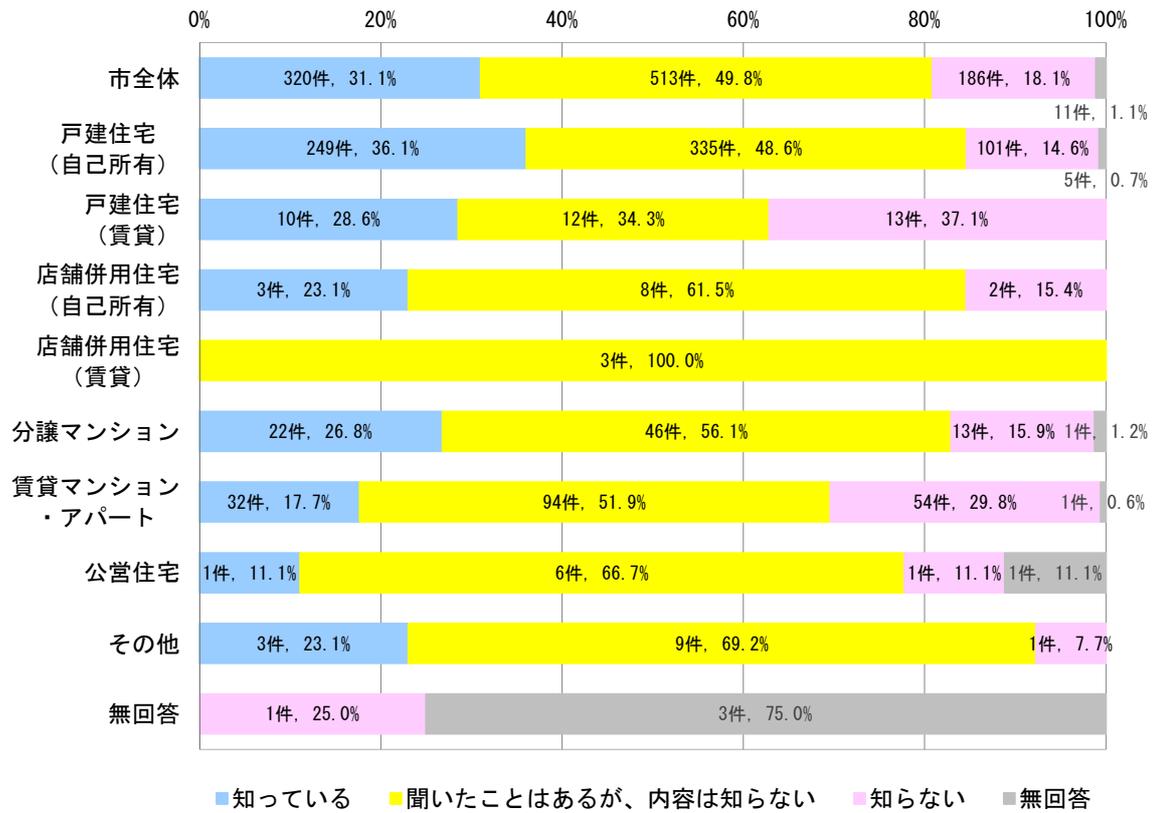


図 耐震診断・耐震改修の認知度（住宅の形態別）

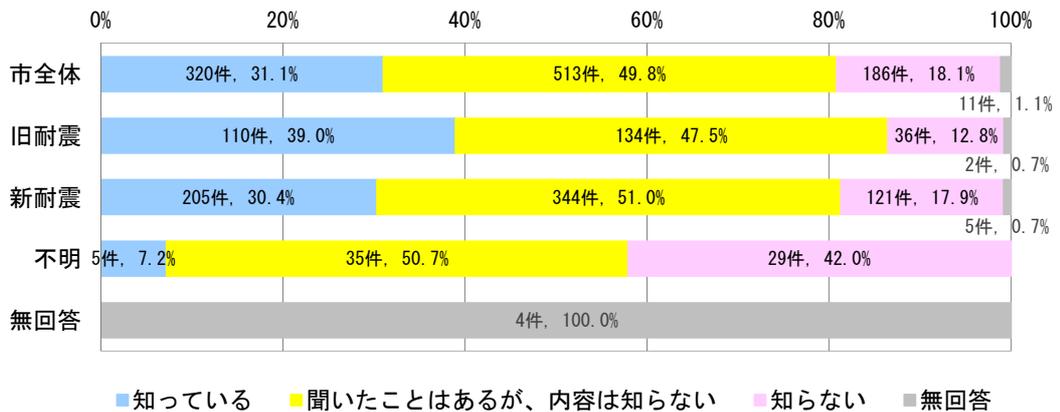


図 耐震診断・耐震改修の認知度（新旧耐震別）

問 14. あなたがお住まいの建物の耐震診断や耐震補強など、建物の地震に対する備えをまずはどなたに相談しますか。(1つ選んで回答)

建物の耐震診断や耐震補強などの相談先は、「建物を建てた工事業者」が32.6%で最も多く、次いで多いのは「市役所などの公的機関」で17.9%となっています。

年齢別で相談先として「市役所などの公的機関」を選んだ人の割合は、「19歳以下」が6.7%、「20歳～29歳」が4.4%、「30歳～39歳」が9.4%、「40歳～49歳」が11.0%、「50歳～59歳」が11.9%、「60歳～69歳」が25.7%、「70歳～79歳」が27.7%、「80歳以上」が29.1%となっており、年齢が高くなると相談相手として「市役所などの公的機関」を選ぶ割合が高くなっています。その他としては、「大家」、「マンション管理会社」などとなっています。

- ・耐震診断・耐震補強の相談相手として「建物を建てた工事業者」が32.6%で最も多く、次いで多いのは「市役所などの公的機関」で17.9%
- ・相談先として「市役所などの公的機関」を選ぶ人の割合は、「年齢」が高くなるほど高い

表 耐震診断・耐震補強などの相談先（全体）

区分	件数	比率
建物を建てた工事業者	336	32.6%
建物を建てた以外の工事業者	75	7.3%
市役所などの公的機関	184	17.9%
建築士や建築設計事務所	80	7.8%
不動産業者	106	10.3%
親戚や知人・友人	90	8.7%
インターネット	52	5.0%
その他	83	8.1%
無回答	24	2.3%
総計	1,030	100.0%

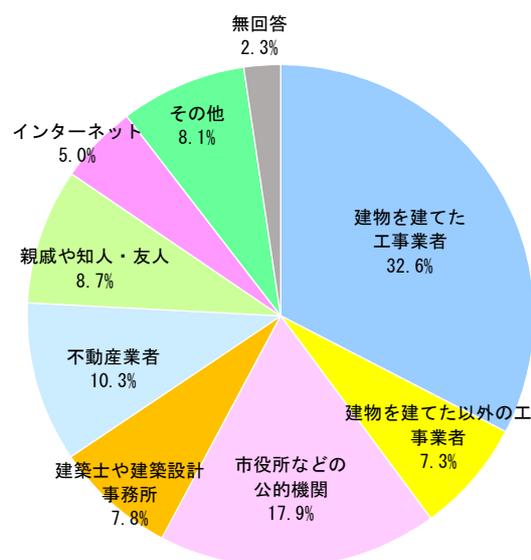


図 耐震診断・耐震補強などの相談先（全体）

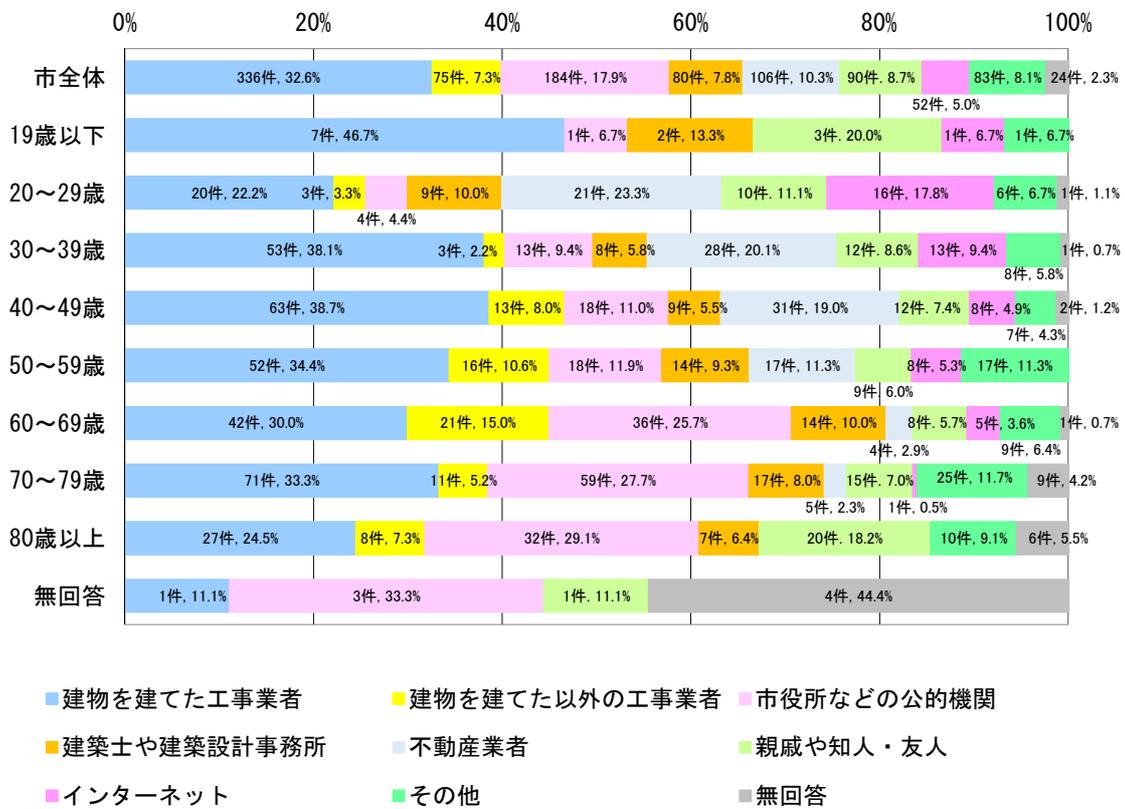


図 耐震診断・耐震補強などの相談先（年齢別）

問 15. あなたは市がブロック塀等の撤去について、奨励補助制度を設けていることを知っていますか。(1つ選んで回答)

ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度について、「知らない」が51.8%で最も多く、「聞いたことはあるが、内容は知らない」の22.1%を加えた「内容を知らない」人の割合が全体の約4分の3(73.9%)となっています。

年齢別によるブロック塀等の撤去の奨励補助制度の認知度は、「知っている」が最も多いのは「70歳～79歳」で41.3%、次いで多いのは「80歳以上」で37.3%となっており、年齢が高くなると認知度が高くなる傾向となっている反面、若い世代では、「19歳以下」で26.7%、「20歳～29歳」で、12.1%と認知度は、低い傾向になっています。

小学校区別の、「内容を知らない」人の割合は、「五条川小学校区」が76.1%で最も高くなっていますが、小学校区別の違いはあまりありません。

- ・ ブロック塀等撤去の奨励補助制度の内容を「知らない」が全体の約4分の3
- ・ ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度は、「年齢」が高くなるほど高い
- ・ ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度は、「小学校区」による違いはほぼ無い

表 ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度(全体)

区分	件数	比率
知っている	257	25.0%
聞いたことはあるが、内容は知らない	228	22.1%
知らない	534	51.8%
無回答	11	1.1%
総計	1,030	100.0%

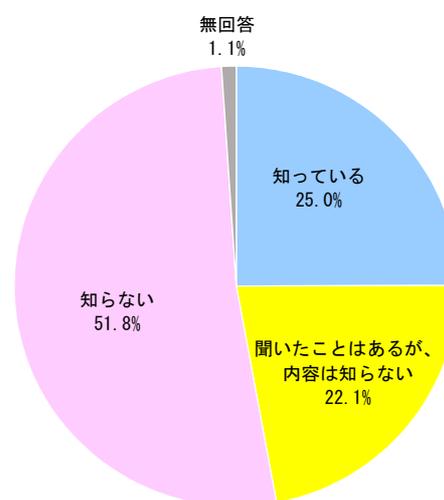


図 ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度(全体)

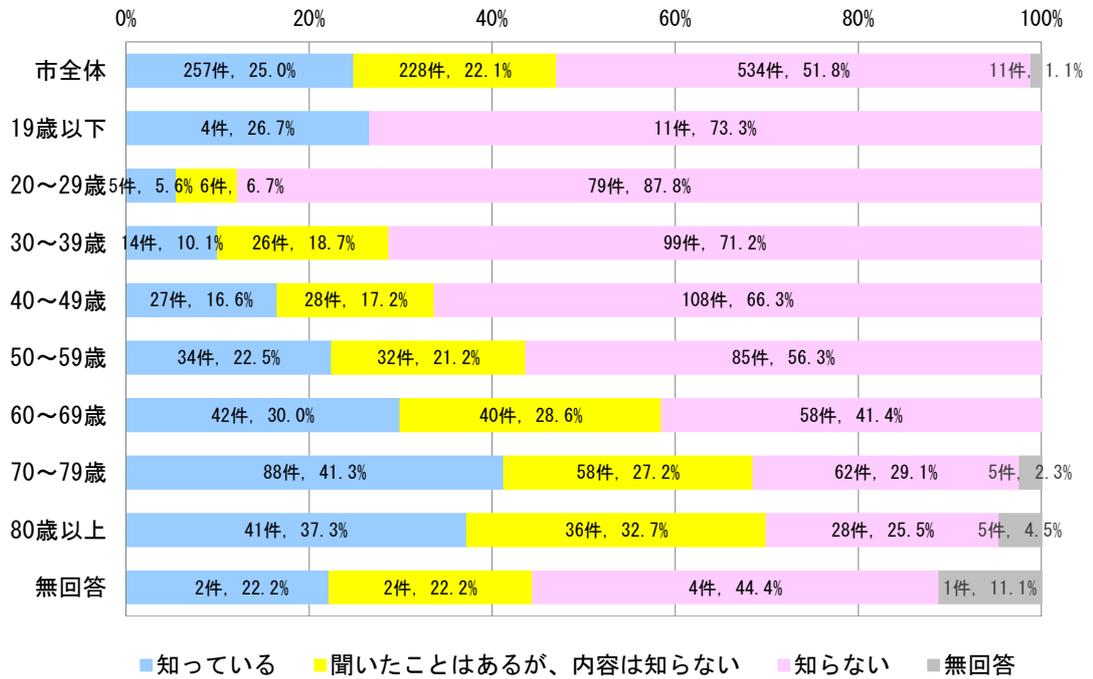


図 ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度（年齢別）

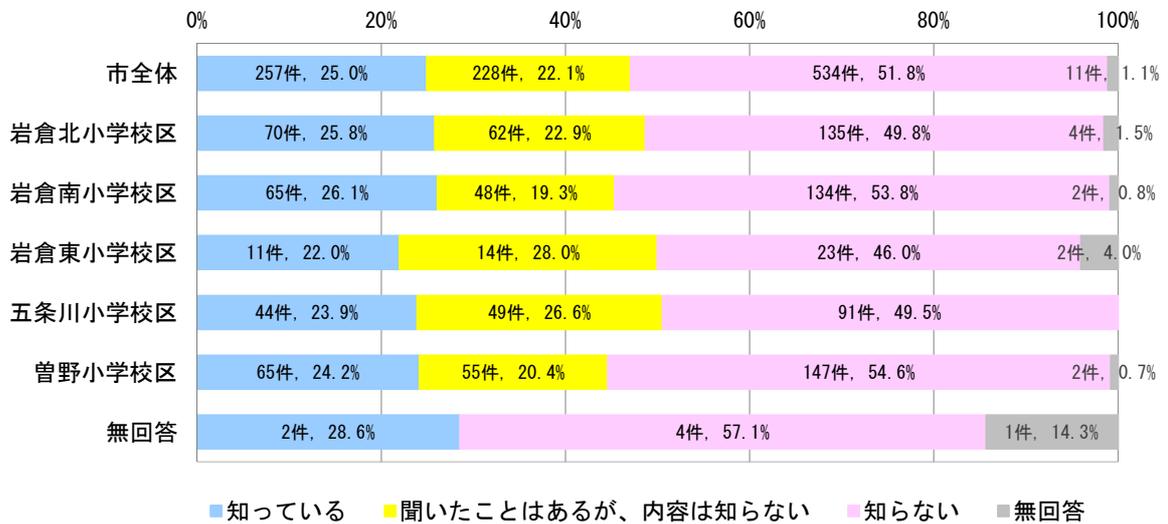


図 ブロック塀等撤去の奨励補助制度の認知度（小学校区別）

問 16. あなたは地震時の家具転倒防止のための対策をしていますか。(1つ選んで回答)

家具の転倒防止対策の状況は、「一部の家具にしている」が 45.8%で最も多くなっていますが、「していない」も 45.4%とほぼ同数なっています。

年齢別の家具の転倒防止対策をしていない割合は、「20歳～29歳」が 57.8%で最も多く、次いで「19歳以下」が 53.3%、「30歳～39歳」が 48.2%、「80歳以上」が 45.5%、「70歳～79歳」が 45.1%の順になっており、若い世代と高齢者が対策をしていない傾向になっています。

小学校区別の家具の転倒防止対策をしていない割合は、「岩倉南小学校区」が 54.6%で最も多く、次いで「岩倉北小学校区」が 45.4%で、9.2ポイントの差となっています。

世帯構成別での家具の転倒防止対策をしていない割合は、「単身世帯」が 58.0%で最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が 50.3%、「四世代以上同居世帯」が 50.0%の順になっています。

- ・家具の転倒防止を「していない」が 45.4%
- ・家具の転倒防止を「していない」割合が高いのは、若い世代と高齢者
- ・家具の転倒防止を「していない」割合が最も高いのは、「岩倉南小学校区」
- ・家具の転倒防止を「していない」割合が高いのは、「単身世帯」、「夫婦のみ世帯」、「四世代以上同居世帯」

表 家具転倒防止の対策（全体）

区分	件数	比率
ほとんどの家具にしている	80	7.8%
一部の家具にしている	472	45.8%
していない	468	45.4%
無回答	10	1.0%
総計	1,030	100.0%

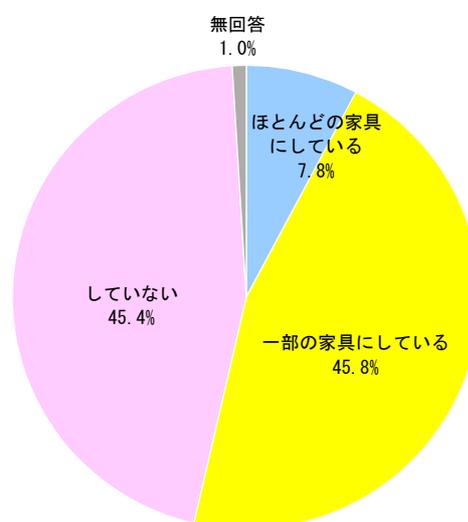


図 家具転倒防止の対策（全体）

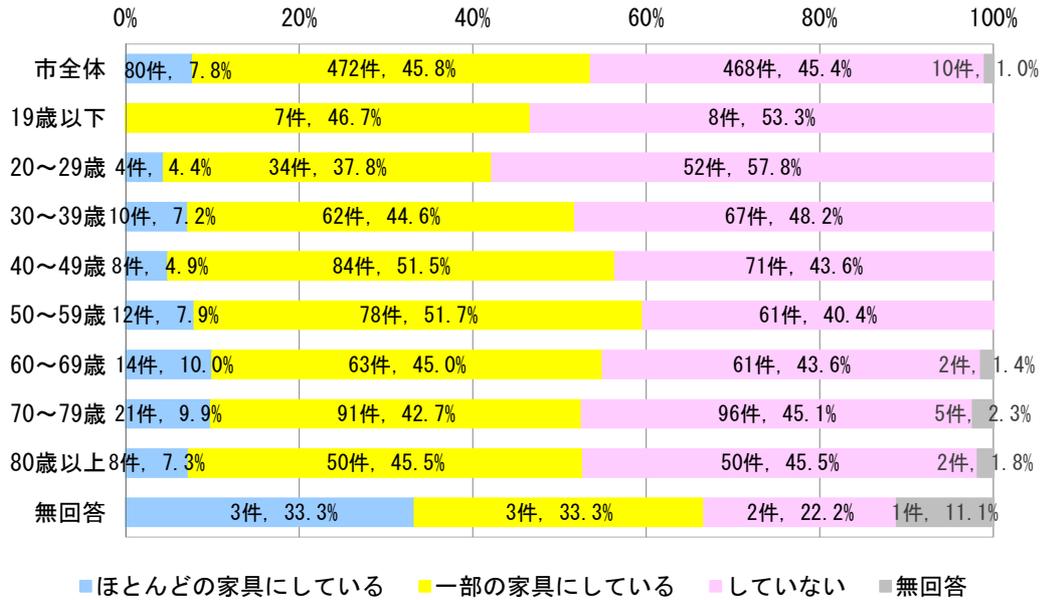


図 家具転倒防止の対策（年齢別）

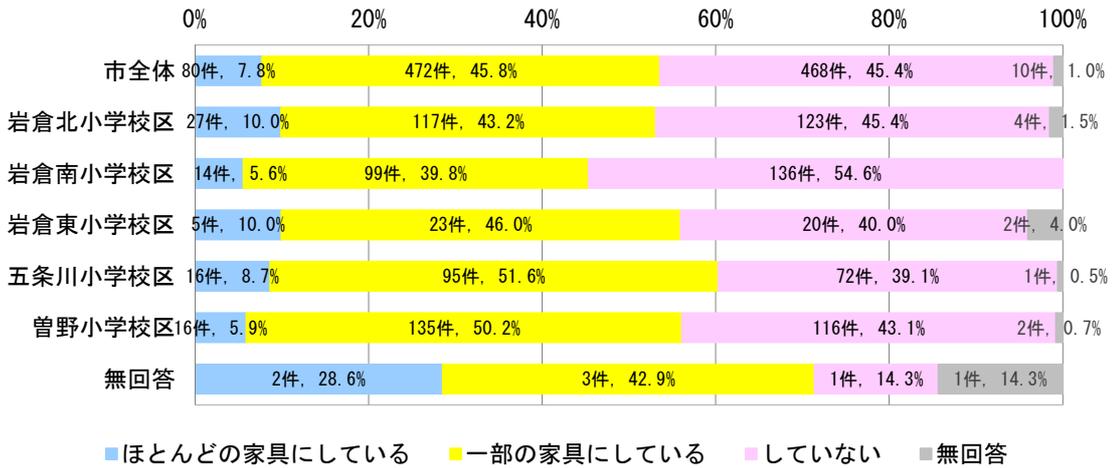


図 家具転倒防止の対策（小学校区別）

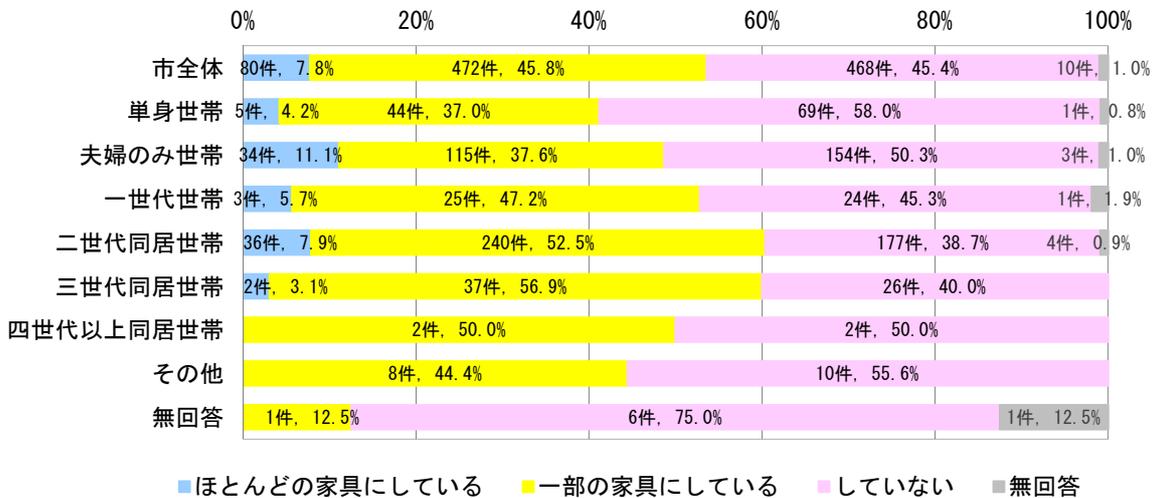


図 家具転倒防止の対策（世帯のタイプ別）

3. 建物の耐震診断・耐震補強等について

これ以後の回答は、問8で「1981年（昭和56年）5月以前」、「おそらく1981年（昭和56年）以前」と答えた方

問17. あなたは市が1981年（昭和56年）以前の木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事等への補助制度を設けていることを知っていますか。（1つ選んで回答）

1981年（昭和56年）以前の旧耐震基準の住宅に住んでいる回答者（282件）の内、市が行っている無料耐震診断や耐震改修工事等への補助制度の認知度について、「知らない」は52.1%となっています。

年齢別による補助制度の認知度は、「知らない」が最も多いのは、「20歳～29歳」が100%で、次いで「40歳～49歳」が70.6%、「30歳～39歳」が61.5%の順になっており、40歳代以下の世代で低い傾向になっています。

小学校区別による補助制度の認知度は、「知らない」が最も多いのは、「岩倉東小学校区」が72.2%で、「知っている」が半数を超えているのは、「五条川小学校区」の51.9%のみとなっています。

- ・旧耐震住宅居住者の内、無料耐震診断や耐震改修工事への補助制度を「知らない」人が52.1%
- ・旧耐震住宅居住者の内、無料耐震診断や耐震改修工事への補助制度を「知らない」人は、40歳代以下の人に多い
- ・旧耐震住宅居住者の内、無料耐震診断や耐震改修工事への補助制度を「知らない」割合が最も高いのは、「岩倉東小学校区」

表 市の補助制度の認知度（全体）

区分	件数	比率
知っている	121	42.9%
知らない	147	52.1%
無回答	14	5.0%
総計	282	100.0%

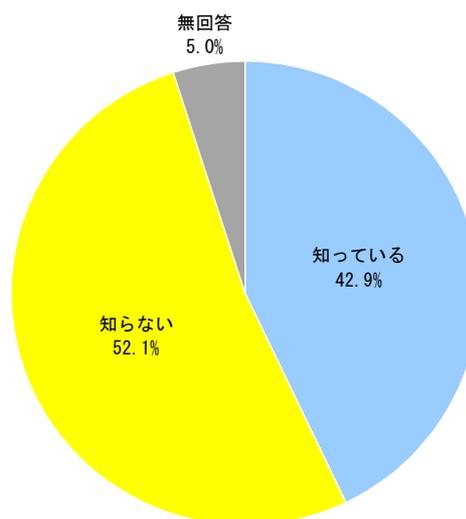


図 市の補助制度の認知度（全体）

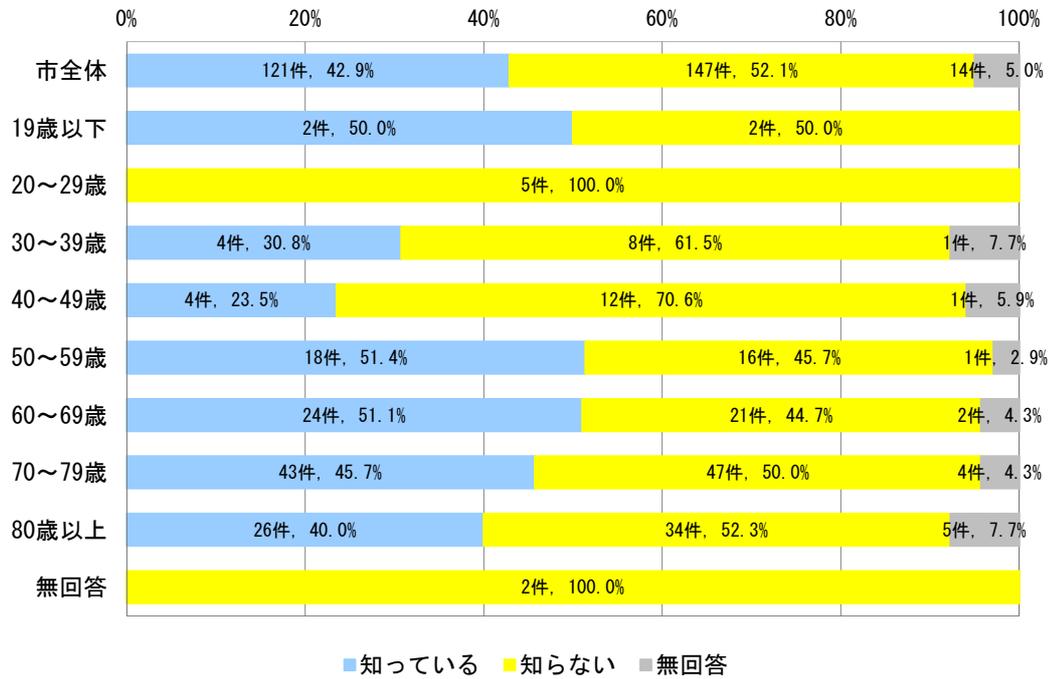


図 市の補助制度の認知度（年齢別）

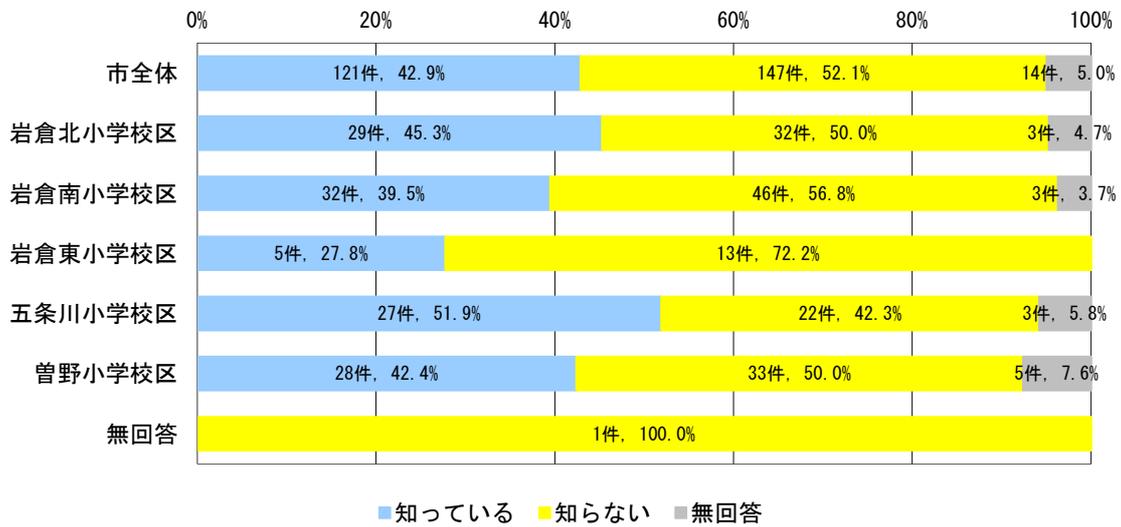


図 市の補助制度の認知度（小学校区別）

問 18. 市が行っている無料耐震診断を利用したことがありますか。(1つ選んで回答)

1981年(昭和56年)以前の旧耐震基準の住宅に住んでいる回答者の内、市が行っている無料耐震診断を「利用した」人は16.3%と2割弱に留まり、「利用していない」人が79.8%となっています。

無料耐震診断を「利用していない」人の年齢別割合は、「19歳以下」が100%で最も多く、次いで「50歳～59歳」が85.7%、「40歳～49歳」が82.4%の順になっています。

- ・旧耐震住宅居住者の内、無料耐震診断を「利用していない」人が79.8%
- ・旧耐震住宅居住者の内、無料耐震診断を「利用していない」人は、19歳以下、50歳代、40歳代に多い

表 無料耐震診断の利用(全体)

区分	件数	比率
利用した	46	16.3%
利用していない	225	79.8%
無回答	11	3.9%
総計	282	100.0%

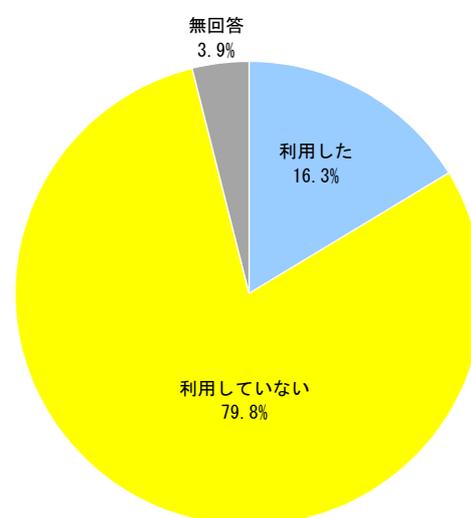


図 無料耐震診断の利用(全体)

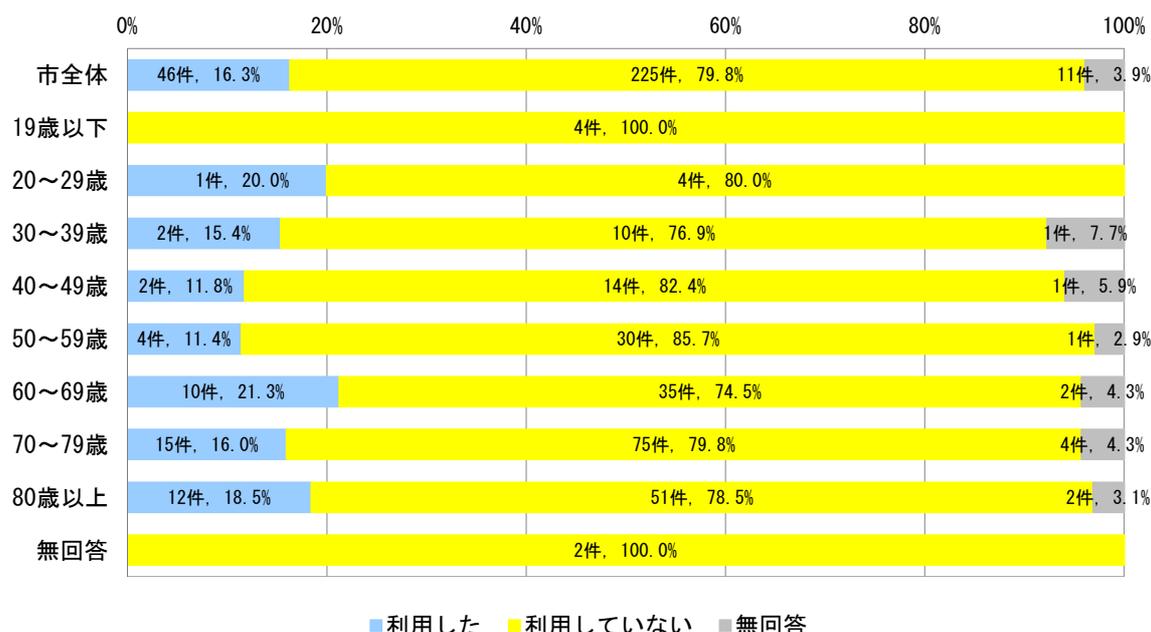


図 無料耐震診断の利用(年齢別)

問 19. 無料耐震診断を利用したきっかけをお答えください。(1つ選んで回答) 【問 18 で「利用した」と回答した方のみ】

無料耐震診断を利用したきっかけは、「地震への不安があったから」が 54.3%で最も多く、次いで「市の広報などを見て興味を持ったから」が 23.9%、「市から直接の案内があったから」が 8.7%の順になっています。市の「広報」と「直接の案内」がきっかけとなったのは、全体の約 3 分の 1 となっています。その他としては、「所有する借家のことが心配」、「リフォームするため」などとなっています。

- ・ 無料耐震診断を利用したきっかけは、「地震への不安」が 54.3%
- ・ 無料耐震診断を利用したきっかけは、市の「広報」または「直接の案内」が全体の約 3 分の 1

表 耐震診断利用のきっかけ

区分	件数	比率
地震への不安があったから	25	54.3%
家族・知人から勧められたから	3	6.5%
市の広報などを見て興味を持ったから	11	23.9%
市から直接の案内があったから	4	8.7%
その他	3	6.5%
総計	46	100.0%

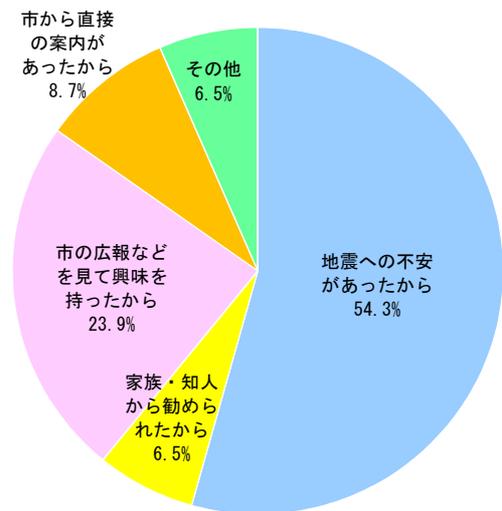


図 耐震診断利用のきっかけ

問 20. 無料耐震診断を受けたあと、耐震化の取組を行いましたか。(1 つ選んで回答) 【問 18 で「利用した」と回答した方のみ】

市の耐震診断を受けたあとの取組について、「診断の結果耐震性が無かったが何もしていない」が 45.7%で最も多くなっています。また、耐震改修を行った人は 13 人で、その内の 5 人が市の補助を受けずに耐震改修を行っています。その他としては、「新築を相談中」などとなっています。

- ・ 無料耐震診断を受けたあと、「診断の結果耐震性が無かったが何もしていない」が 45.7%
- ・ 耐震改修を行った 13 人の内、5 人が市の補助を受けずに工事を行っている

表 診断後の耐震化の取組

区分	件数	比率
市の補助を利用して耐震改修を行った	8	17.4%
市の補助を利用しないで耐震改修を行った	5	10.9%
市の補助を利用して取り壊したあと、建物を建てた	0	0.0%
市の補助を利用しないで取り壊したあと、建物を建てた	0	0.0%
市の補助を利用して取り壊した	0	0.0%
市の補助を利用しないで取り壊した	0	0.0%
診断の結果耐震性が無かったが何もしていない	21	45.7%
診断の結果耐震性があった	5	10.9%
その他	4	8.7%
無回答	3	6.5%
総計	46	100.0%

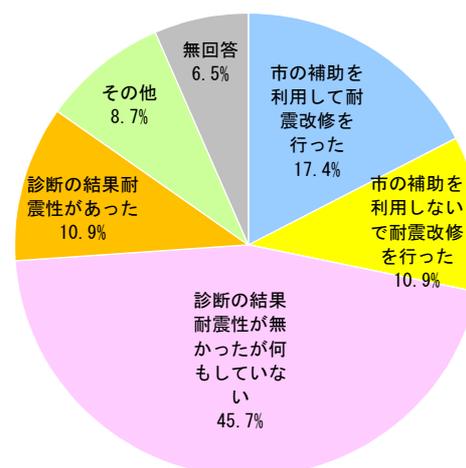


図 診断後の耐震化の取組

問 21. 市による耐震改修または解体工事の補助制度を利用しなかった理由は何ですか。

(1つ選んで回答)【問 20 で「市の補助を利用しないで耐震改修を行った」「市の補助を利用しないで取り壊したあと、建物を建てた」「市の補助を利用しないで取り壊した」と回答した方のみ】

市の補助制度を利用せずに耐震改修、また解体工事を行った回答者は 5 人で、その理由は、「補助の条件が自分に合わなかった」が 3 人、「補助の存在を知らなかった」が 2 人となっています。

・耐震改修、解体に市の補助制度を利用しなかった理由は、「補助の条件が自分に合わなかった」と「補助の存在を知らなかった」が多い

表 市の補助制度を利用しない理由

区分	件数	比率
補助の存在を知らなかった	2	40.0%
補助の内容がよく分からなかった	0	0.0%
補助の条件が自分に合わなかった	3	60.0%
業者選択に困ったから	0	0.0%
手続きに時間・手間がかかる	0	0.0%
その他	0	0.0%
総計	5	100.0%

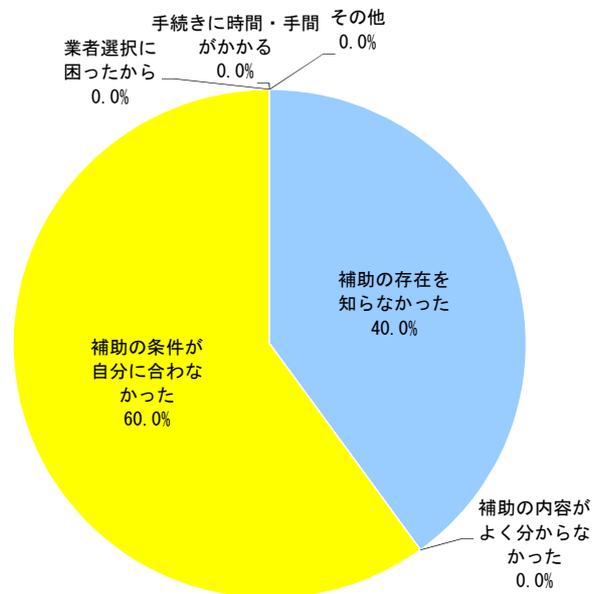


図 市の補助制度を利用しない理由

問 22. 耐震性が無いのに、耐震改修や建替えをしない理由は何ですか。(あてはまるもの3つまで選んで回答)【問 20 で「診断の結果耐震性が無かったが何もしていない」と回答した方のみ】

耐震診断の結果、耐震性が無いとされた住宅について、耐震改修や建替えをしない理由は「耐震改修や建て替えに高額な費用がかかるから」が85.7%で、他と比べ突出して多くなっています。次いで高いのは「高齢であり相続する家族がないから」で23.8%となっています。その他としては、「年金生活で余裕がないので100%補助以外は実施できない」、「年金生活で何もできない」などとなっています。

- ・耐震改修や建替えをしない理由は、「高額な費用がかかるから」が85.7%で、他と比べ突出して多い

表 耐震改修等を行わない理由

N=21

区分	件数	比率
地震が起きるかどうかも分からないから	1	4.8%
大きな地震が来ても自分の家は大丈夫だと思うから	1	4.8%
耐震改修の工事内容や効果が不安だから	4	19.0%
建て替えや住み替える予定があり、今は費用をかけたくないから	1	4.8%
耐震改修や建て替えに高額な費用がかかるから	18	85.7%
高齢であり相続する家族がないから	5	23.8%
工事のための片付けや仮住まいなどの手間がかかるから	3	14.3%
その他	2	9.5%

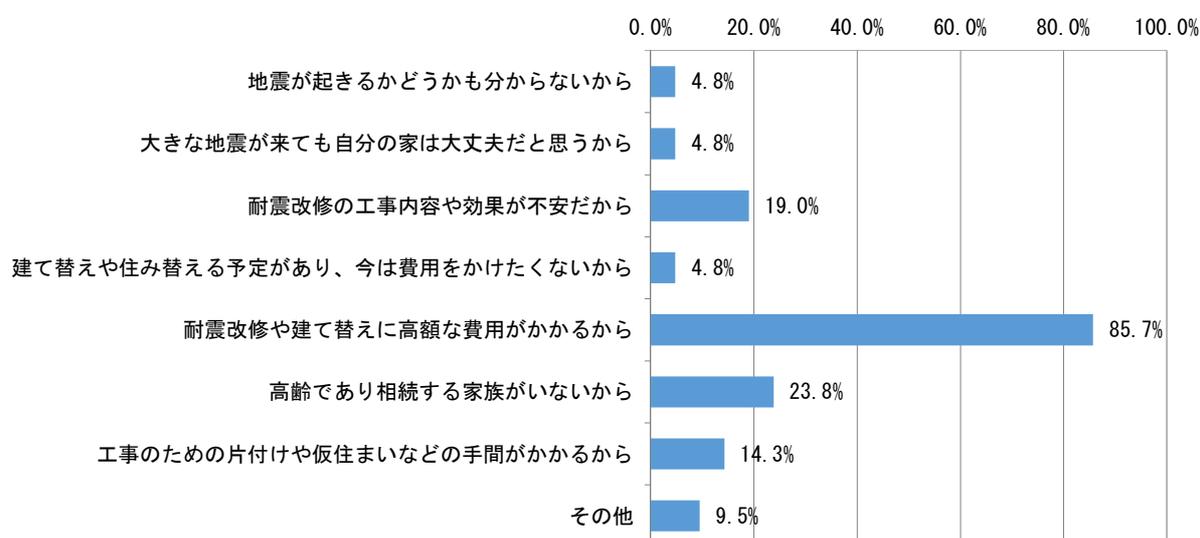


図 耐震改修等を行わない理由

問 23. 耐震診断を行わない理由は次のうちどれですか。(あてはまるもの3つまで選んで回答)
 【問 18 で「利用していない」と回答した方のみ】

1981年(昭和56年)以前の旧耐震基準の住宅に住んでいる回答者の内、市が行っている無料耐震診断を行わない理由は、「高齢者だから」が40.0%で、他と比べ突出して多く、次いで「耐震診断の結果が悪いと不安だから」が21.8%、「申し込むのが面倒だから」が21.3%の順になっています。その他としては、「金銭的問題と効果に不安」、「建替えをしても大きい地震があったら壊れないという保証はない」、「耐震工事の金額が建替えする以上にかかるため」などとなっています。

・耐震診断を行わない理由は、「高齢者だから」が40.0%で、他と比べ突出して多い

表 耐震診断を行わない理由

N=225

区分	件数	比率
耐震性が確保されていると思うから	33	14.7%
耐震診断の結果が悪いと不安だから	49	21.8%
高齢者だから	90	40.0%
申し込むのが面倒だから	48	21.3%
建替え・取り壊す予定があるから	27	12.0%
診断員に家に入ってほしくないから	15	6.7%
借家や集合住宅で自分では決められないから	32	14.2%
耐震診断を知らなかったから	47	20.9%
その他	35	15.6%

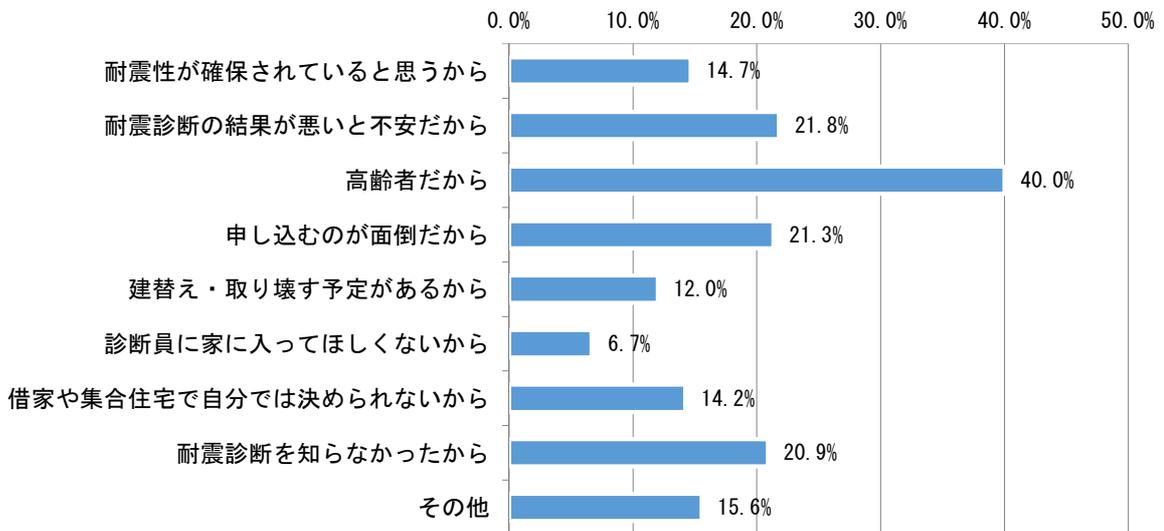


図 耐震改修を行わない理由

問 24. 現在のお住まいについて、「耐震改修工事」をしていただくためには、どのような支援があれば良いと思いますか。また既に耐震改修工事を行った方は、こういう支援があれば良かったと思うものをお答え下さい。（あてはまるもの2つまで選んで回答）【問 18 で「利用した」「利用していない」と回答した方】

1981年（昭和56年）以前の旧耐震基準の住宅に住んでいる回答者の内、耐震改修工事を行う時に希望する支援は、「費用補助の拡大・融資制度の充実」が42.4%で最も多く、次いで「安価な工法の紹介」が31.0%、「相談体制（相談窓口、相談員）の充実」が26.9%の順になっています。その他としては、「100%公費補助」、「補助の条件を緩めてほしい」、「定期的なPR」、「モデルケースの費用試算」などとなっています。

・耐震改修工事を行う時に希望する支援は、「費用補助の拡大・融資制度の充実」、「安価な工法の紹介」、「相談体制の充実」の順になっている

表 耐震改修に対し希望する支援

N=271

区分	件数	比率
相談体制（相談窓口、相談員）の充実	73	26.9%
工事業者の紹介	21	7.7%
安価な工法の紹介	84	31.0%
費用補助の拡大・融資制度の充実	115	42.4%
その他	21	7.7%

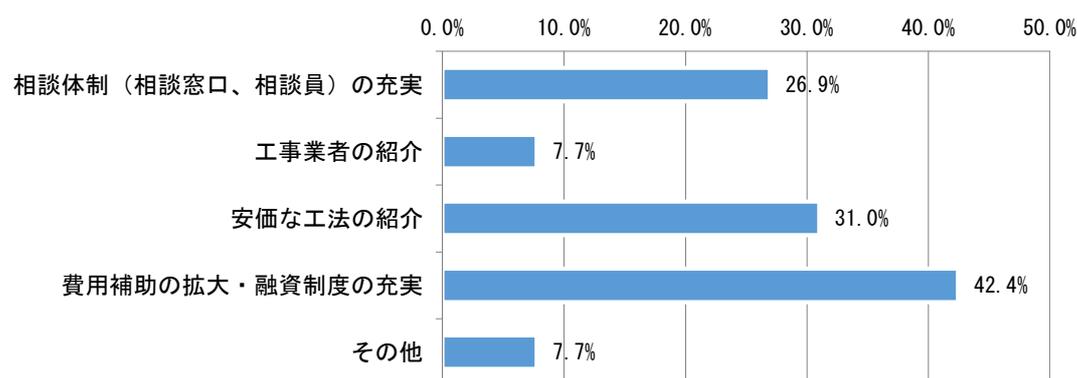


図 耐震改修に対し希望する支援

【 調査結果とりまとめ 】

1. 地震に対する備えについて

- ・予想震度を「知らない」人は全体の約3分の2である。特に年齢が低くなると認知度が低い傾向がある。
- ・大規模地震に対して「不安がある」人が全体の約4分の3である。特に「旧耐震」で「木造」の「戸建住宅」の方に不安がある傾向がある。
- ・住宅を選ぶ時に「耐震性」を考慮する人は全体の約半数にとどまっている。また、住宅を選ぶ時に「耐震性」の優先度が高い人は「木造」より「鉄骨造」を選んでいる。
- ・建物の安全性についての相談意向は全体の約4割である。特に「鉄骨造」の方は相談意向が約3分の1と低い割合になっている。
- ・耐震診断や耐震改修工事の「内容を知らない」人は全体の約3分の2である。特に年齢が低くなると認知度が低い傾向がある。また、「旧耐震」で「戸建住宅」の方に認知度が高い。
- ・建物の耐震診断や耐震補強などの相談先は、年齢が高くなると「市役所などの公的機関」を選ぶ割合が高い。
- ・ブロック塀等撤去の奨励補助制度を「知らない」人は全体の約4分の3である。特に年齢が低くなると認知度が低い傾向がある。
- ・家具の転倒防止を「していない」人は全体の半分弱である。特に若い世代と高齢者でしていない人が多い傾向がある。

2. 建物の耐震診断・耐震補強等について

- ・旧耐震住宅居住者のうち、無料耐震診断や耐震改修への補助制度を「知らない」人は全体の約半数である。特に年齢が低くなると認知度が低い傾向がある。
- ・旧耐震住宅居住者のうち、無料耐震診断を「利用していない」人が全体の約8割である。その理由は「高齢者だから」が約4割である。
- ・旧耐震住宅居住者のうち、無料耐震診断を受けたあと何もしていない人が半数弱である。その理由は「高額な費用がかかるから」が8割以上である。
- ・耐震改修工事に対して希望する支援は「費用補助の拡大・融資制度の充実」が約4割である。

3. 調査結果まとめ

- ・大規模地震に対して不安を抱えている人は多いが、それらに有益な情報（予想震度、建物の耐震診断・耐震改修工事の内容等）を知っている人は少ない傾向にある。この傾向は特に若い世代に顕著である。高齢者が比較的に利用しやすい公的機関からの情報発信以外にも、若い世代向けに、工事業者・不動産業者からの適切な情報提供、また、インターネット等を利用した情報発信も積極的に活用していく必要がある。
- ・特に「旧耐震」で「木造」の「戸建住宅」にお住まいの方に、大規模地震に対する不安があり、耐震診断や耐震改修工事に関心が高い傾向がある。しかし、実際には、高齢であることを理由に無料耐震診断を利用していない方が多いため、もう少し手軽に無料耐震診断を利用できる環境整備が必要である。

- ・無料耐震診断を受けた方でも、高額な費用を理由に耐震改修等行っていない方が多い。また、耐震改修工事に対して費用補助の拡大・融資制度の充実への要望が多いことから、耐震改修工事の費用に対する補助内容を検討する必要がある。